

新しい健康社会の実現に資する 経済産業省における施策について

経 済 産 業 省

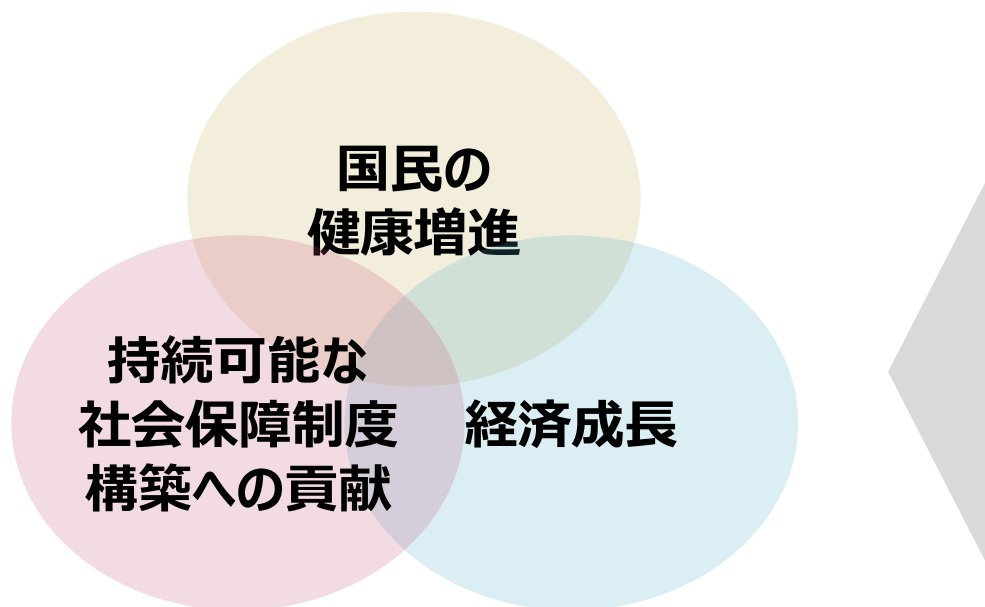
1. 健康投資の促進
2. 新事業創出に向けた環境整備
3. 新たな社会課題へのチャレンジ

現状・課題

「新しい健康社会の実現」に向けて

ミッション

「国民の健康増進」「持続可能な社会保障制度構築への貢献」「経済成長」の同時実現に向けて、ヘルスケアにおける国内外の需要を喚起し、新たな投資を促す好循環を目指す



1. 健康投資の促進
2. 新事業創出に向けた環境整備
3. 新たな社会課題へのチャレンジ

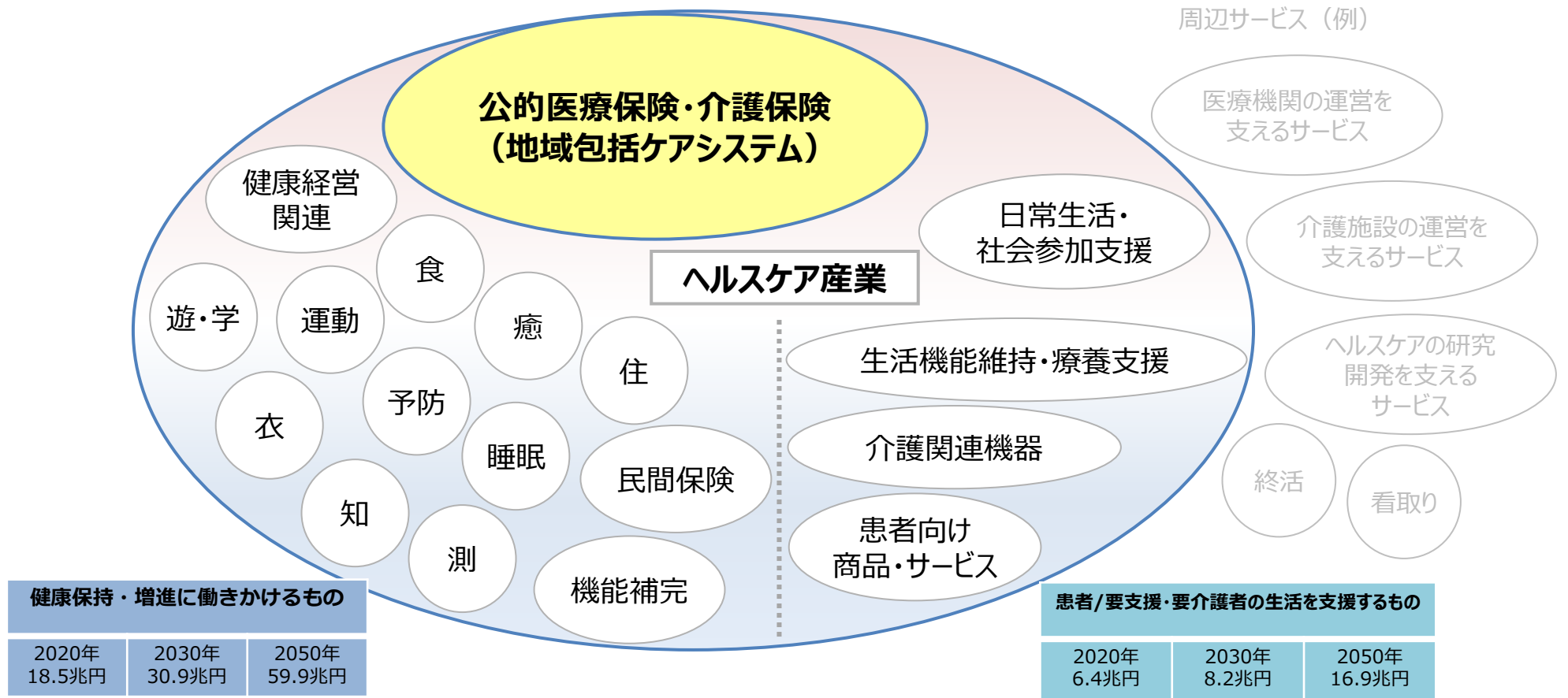
目標

- 1 健康寿命を
2040年に**75歳以上**に
(2016年72歳から3歳増)
※厚生労働省「健康寿命延伸プラン」より
- 2 公的保険外の
ヘルスケア・介護に係る国内市場を
2050年に**77兆円**に
(2020年24兆円から約50兆円増)

- 3 世界の医療機器市場のうち
日本企業の獲得市場を
2050年に**21兆円**に
(2020年3兆円から18兆円増)

ヘルスケア産業市場について

ヘルスケア産業市場規模推計



ヘルスケア産業 = 健康や医療、介護に関わる産業のうち、個人が利用・享受するサービスであり、健康保持や増進を目的とするもの、または公的医療保険・介護保険の外にあって患者/要支援・要介護者の生活を支援することを目的とするもの

周辺産業 = 健康や医療、介護に関わる産業であっても、目的が異なるもの（例：看取りや終活）、個人が利用・享受するのではないもの（例：医療機関や介護施設の運営を支えるサービス、ヘルスケアの研究開発を支えるサービス）

(参考) 健康づくり・介護産業の市場規模拡大

- PHR・健康経営等の施策を推進することで、健康づくり・公的保険外の介護領域で2050年に累計77兆円市場の構築を目指す。医療機器分野も世界市場の確保による拡大を目指す。

マーケットの概観

健康づくり

(ヘルスケアサービス)
※ 公的保険外

- ・ 特に、医療DXや健康経営の進展により、関連業種における市場拡大や新たなサービス提供が見込まれる。

介護

※ 公的保険外

- ・ 高齢化に伴い、需要は拡大。
- ・ 特に生活支援関連のサービスが顕著に拡大

医療 (医療機器)

※ 一部公的
保険含む

- ・ AI医療機器・プログラム医療機（SaMD）などは新たな医療ニーズの拡大にともない、世界的な成長産業となっていくことが見込まれる。

医療 (医薬品)

※ 一部公的
保険含む

- ・ 世界の人口の高齢化、がんやアルツハイマー病などの難病に対する新薬の開発、再生・細胞遺伝子治療などの高価な医薬品の市場拡大、医薬品による早期治療の一般化などによって、より市場の拡大が見込まれる。

マーケット規模と推計

(2020年)

18.5兆円

6.4兆円

計25兆円

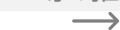
(2050年推計)

59.9兆円

16.9兆円

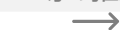
計77兆円

PHR・健康経営
等の推進



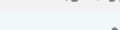
+約41.4兆円

PHR・健康経営
等の推進



+約10.5兆円

PHR・健康経営
等の推進



+約52兆円

(2020年)
(日本企業の獲得市場)

3

48 兆円

(世界市場)

シェア拡大
6%→10%

+約18兆円

(2050年推計)

21

214 兆円

(2022年)
(日本企業の獲得市場)

16

200 兆円

(世界市場)

シェア拡大
8%→10%

+約9~14兆円

(2050年推計)

25~30

250~300 兆円

(参考)

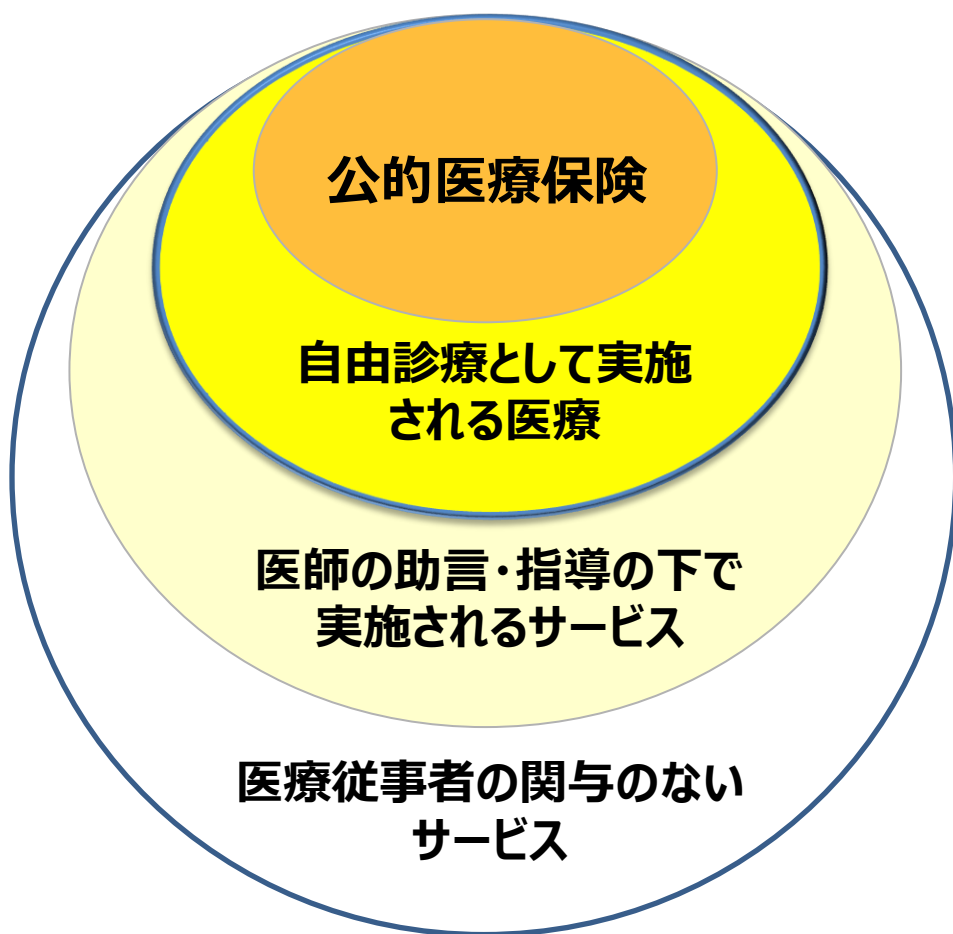
健康づくり・介護産業の市場規模拡大

2020年の市場規模と2050年の市場規模の推計結果

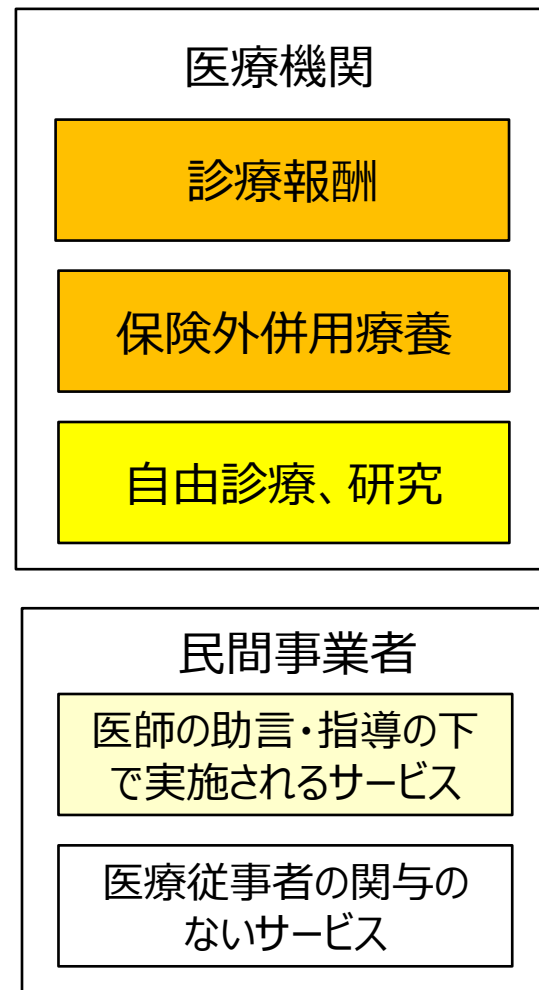
項目	含まれる製品・サービスの例	2020年の市場規模 ※一部2021年、2022年より引用	2050年の市場規模
合計		合計：25兆円	合計：77兆円
●健康づくり		小計：18.5兆円	小計：59.9兆円
知	ヘルスケア関連書籍・雑誌、アプリ・サービス等	0.03兆円	0.09兆円
測	検査・検診サービス、計測機器等	1.0兆円	3.7兆円
健康経営	検診事務代行、メンタルヘルス対策等	0.6兆円	3.7兆円
食	サプリメント・健康食品、OTC・指定医薬部外品等	3.4兆円	8.7兆円
運動	フィットネスクラブ、フィットネスマシン等	0.6兆円	2.7兆円
睡眠	機能性寝具等	0.2兆円	0.2兆円
予防	衛生用品、予防接種等	0.4兆円	7.8兆円
遊・学	ヘルスツーリズム（健康志向旅行）	2.9兆円	12.9兆円
癒	エステ・リラクゼーションサービス等	1.1兆円	2.6兆円
住	健康志向家電・設備等	0.1兆円	0.4兆円
機能補完	眼鏡、コンタクトレンズ等	0.3兆円	1.4兆円
民間保険	第三保険等	7.9兆円	15.7兆円
●介護		小計：6.4兆円	小計：16.9兆円
日常生活・社会参加支援	家事代行、介護タクシー、食事宅配、介護旅行等	1兆円	3.3兆円
生活機能維持・療養支援	介護施設・住宅関連、介護用食品、自費リハビリ等	4.5兆円	7.8兆円
介護関連機器等	福祉用具、ロボット介護機器等	0.8兆円	5.6兆円
患者向け商品・サービス	病者用食品等	0.05兆円	0.2兆円

(参考) 公的保険および公的保険外サービスの分類

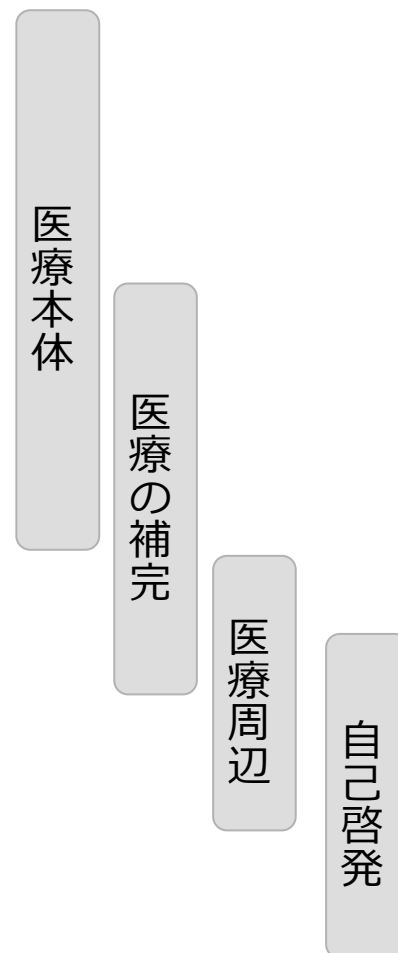
サービスの視点からの分類



提供者の視点



医療との関係性からの分類



1. 健康投資の促進

1 – 1 職域における投資促進

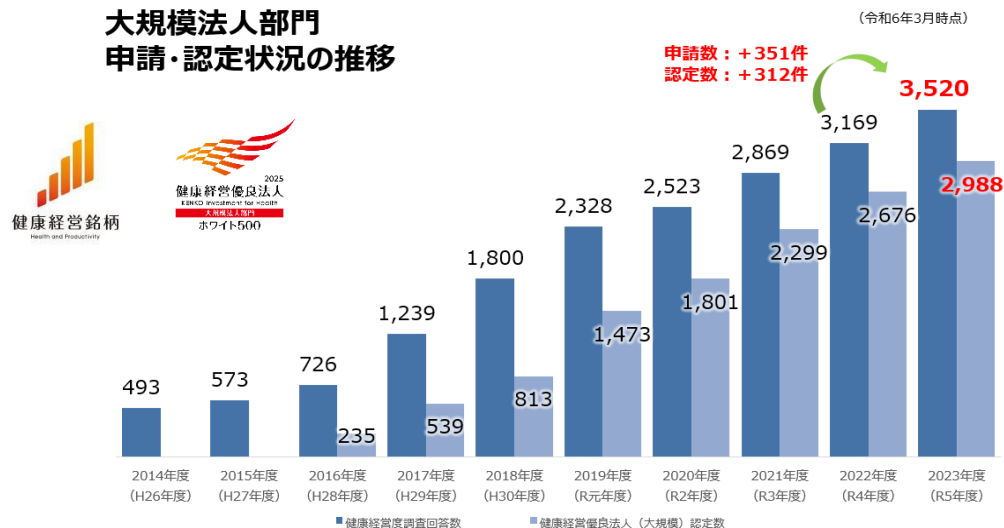
健康経営に取り組む企業の見える化

【現状と課題】制度開始以降、健康経営に取り組む企業の裾野が急速に拡大しているが、**取組意義の明確化や質の向上、小規模企業への浸透については不十分であり、引き続き推進が必要。**

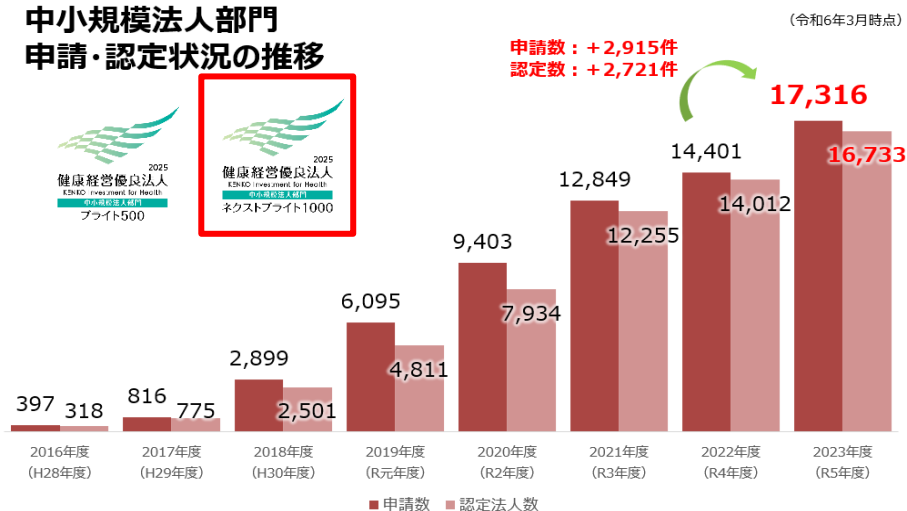
【今後の取組】中小企業における健康経営の更なる推進のため、「**ネクストブライト1000**」を新設し、**小規模事業者の要件を緩和。経営関与やPHR活用など質の向上に向けた取組を評価していく。**

健康経営優良法人の認定

大規模法人部門 申請・認定状況の推移



中小規模法人部門 申請・認定状況の推移



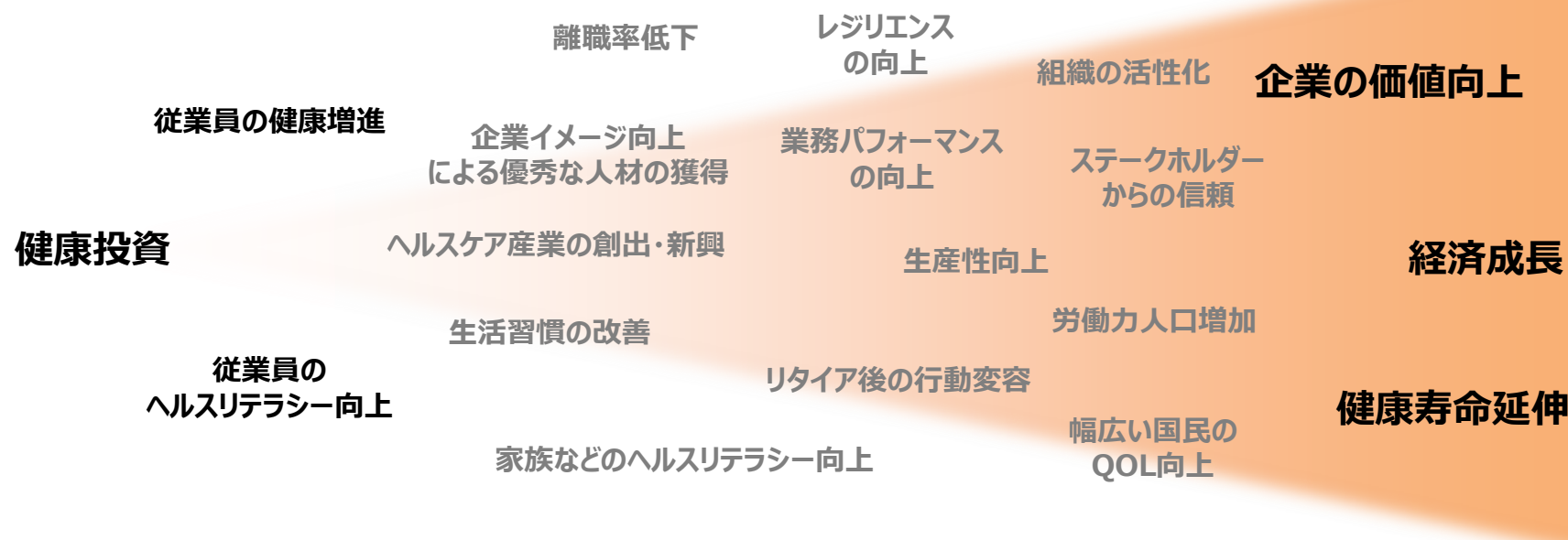
認定法人で働く従業員数は876万人（日本の被雇用者の15%）まで拡大。

- **日本健康会議（※）が「健康経営優良法人」を認定。**特に優れた法人については、「**ホワイト500**」（大規模法人部門）、「**ブライト500**」（中小規模法人部門）の冠を付加。**今年度より、ブライト500の下位に「ネクストブライト1000」を新設。**
- **経済産業省と東京証券取引所が共同で「健康経営銘柄」を選定。**

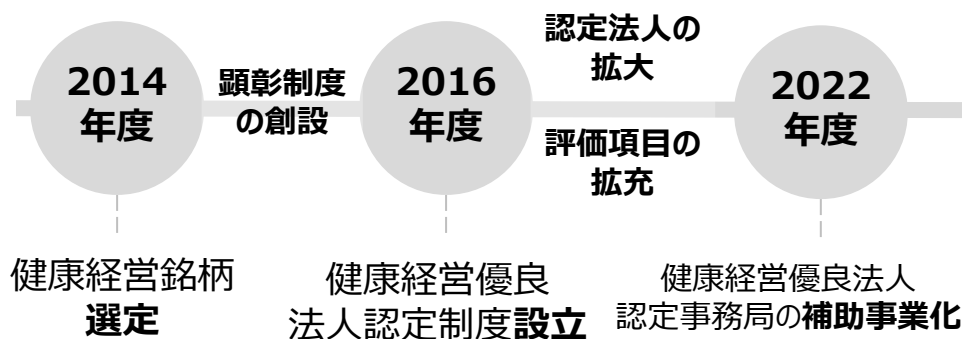
（※）平成27年7月に発足。経済界・医療関係団体・自治体・保険者団体のリーダーが手を携え、健康寿命の延伸とともに医療費の適正化を図るための民間主導の活動体。
令和3年に新たな実行委員体制のもと第二期として「日本健康会議2025」を開始し、新たな活動目標となる「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」を採択。

(参考) 健康経営の目指すべき姿

第9回健康投資WG（令和5年7月18日）
事務局説明資料



日本経済社会を支える
基盤としての健康経営



- 健康経営の可視化と質向上**
健康経営の効果分析と適切な指標の検討
(健康増進、生産性・エンゲージメント向上等)
- 新たなマーケットの創出**
健康経営を支える産業の創出と
国際展開の推進
- 健康経営の社会への浸透・定着**
中小企業への普及拡大
制度運営の完全民営化

20XX
年度

(1) 目指すべき姿の実現に向けた今年度の方向性

- 日本経済社会を支える基盤としての健康経営を目指し、以下の3本柱に基づき、調査票等の内容、制度設計の在り方等を見直すとともに、支援産業の事業環境を整える。

1

効果の可視化と質の向上

健康経営の取組意義の明確化と効果の可視化への意識づけをするとともにPHRや多様な背景を持つ従業員への支援等、質の向上に向けた取組を促進。

【大規模】PHRの活用促進（新設）

【大規模】40歳未満の従業員に関する健診データの提供

【大規模】質の向上に向けた意識醸成（配点バランスの修正）

【大規模】柔軟な働き方の促進（小項目追加）

【中小規模】ブライト500申請法人フィードバックシート公開

【中小規模】新たな顕彰枠の拡大

●健康経営ガイドブック・健康投資管理会計ガイドラインの改訂

2

新たなマーケットの創出

支援サービスの品質向上を図るとともに健康経営の国際認知度向上、及び支援サービスの国際展開を支援。

【大規模】海外法人を含めた健康経営推進に関する実態把握（アンケート）

●コンサル事業者の自己宣言制度、メンタルヘルスサービスの可視化

●OECDにおける国際PR

3

社会への浸透・定着

日本の大多数を占める中小企業がより健康経営に取り組みやすくするための認定要件の緩和を行うとともに、多様化する雇用形態への対応を評価。

【大規模】育児・介護と就業の両立支援（設問分離）

【大規模】常時使用しない非正社員等を対象に含めた企業の評価（新設）

【大規模】若年層からの健康意識の啓発 プレコンセプションケア（アンケート）

【中小規模】小規模法人への特例制度の導入（認定要件緩和）

【中小規模】健康宣言事業未実施の国保・共済組合等加入法人への対応

●「健康経営」英語表記の変更

※【大規模】については令和6年度健康経営度調査を改訂予定

【中小規模】については健康経営優良法人2025（中小規模法人部門）認定申請書を改訂予定

日本経済社会を支える
基盤としての健康経営

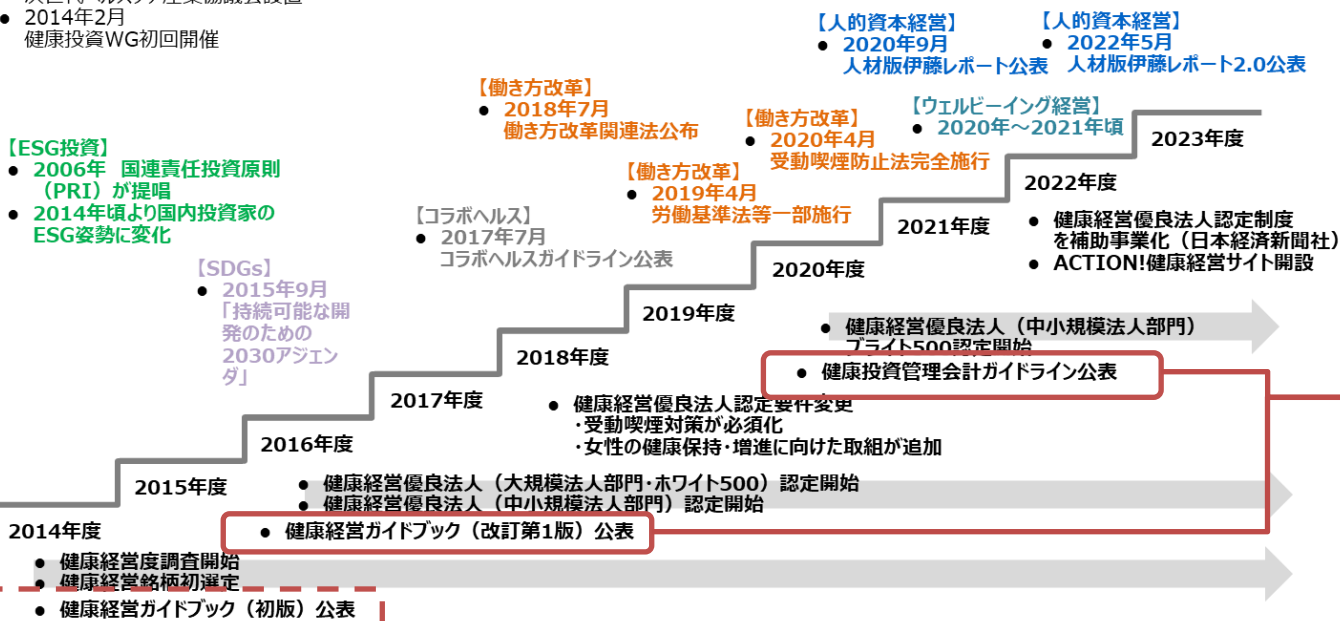
1 健康経営のあるべき姿（ガイドブックの改訂）

- 健康経営度調査を開始してから10年が経ち、競争力の源泉として「ヒト」を中心とする無形資産の価値や、企業における人的資本の重要性はさらに高まっている。
- また、人的資本経営やウェルビーイング経営、サステナビリティ経営、コラボヘルスの浸透など、健康経営を取り巻く環境は大きく変化。
- そのため、今年度補助事業の一環として、関連概念の整理を進めており、新たな時代の健康経営の意義や効果検証等の在り方などをとりまとめ、「健康経営ガイドブック」と「健康投資管理会計ガイドライン」の改訂版を策定する。

- 2013年12月
次世代ヘルスケア産業協議会設置
- 2014年2月
健康投資WG初回開催

- 【ESG投資】
- 2006年 国連責任投資原則（PRI）が提唱
- 2014年頃より国内投資家のESG姿勢に変化

- 【SDGs】
- 2015年9月
「持続可能な開発のための2030アジェンダ」



改訂

企業の「健康経営」ガイドブック
～連携・協働による健康づくりのススメ～
(改訂第1版)

管理会計ガイドライン

経済産業省 商務情報政策局
ヘルスケア産業課

令和2年6月12日
省 商務・サービスグループ
ヘルスケア産業課

- 健康経営の意義や効果検証等について経営レベルで議論することは、質の高い健康経営を実践していくために重要。中でも、**取締役会と経営会議等**で取り上げる議題の違いがあることを踏まえ、項目を分割するとともに、議題として取り上げる内容の選択肢をより具体化し、**経営層の関与を評価する**。
- また、**Q25「経営会議等」で健康経営を議題として取り上げていることを、ホワイト500の選定要件とする**。

令和6年度健康経営度調査 変更案（赤字箇所）

- ★ Q25. 全社における健康経営の推進に関して、経営レベルの会議（取締役会や経営会議等）でどのような内容を議題にしていますか。（いくつでも）
- ◆健康経営を目的として実施していないもの（残業時間や労災の状況報告等、労働安全衛生に係る内容）は除いてください。
 - ◆複数法人合算で当調査に回答する場合も、回答主体もしくは主要な子会社1社のみの範囲でご回答ください。
 - ◆Q6で選択肢1～3を選択している場合、それぞれの場合に応じて、当設問へのご回答（SQ1含む）を公開する予定です。
 - ◆**取締役会について、会社法上の会社以外の法人は、「理事会」など法令等で設置・実施が定められているものを指します。**
 - ◆取締役会以外の経営レベルの会議とは、経営会議という名称で行われているものに限らず、サステナブル委員会などを含めて構いませんが、それらが経営レベルで行われていることを前提とします。
 - ◆**a. 取締役会、b. 取締役会以外の経営レベルの会議（経営会議等）のいずれかで議題にしていることが、ホワイト500の認定要件となります。**

<a. 取締役会>	
1 健康経営の具体的な取り組みと期待する効果のつながりの整理（戦略マップなど）を 基にした全体方針	
2 従業員の健康状態や生活習慣に関する健康経営の取組効果（スコアリングレポート内容の共有など）	
3 経営上の課題に対する健康経営の取り組みの効果（健康経営度調査フィードバックシート内容の共有など）	
4 健康経営の取り組みに関する外部からの評価（各種認定取得、IRや採用面での効果など）	
5 健康経営の取り組みに関する対外的な発信内容（投資家との対話、求人でのPRなど）	
6 保険者との連携	
7 その他	
8 取締役会では特に議題にしていない ⇒a、bいずれも非実施の場合、評価項目不適合	
<b. 取締役会以外の経営レベルの会議（経営会議等）>	
1 経営計画上での健康経営の位置づけ	2 従業員の健康課題の分析結果
3 健康経営の推進に関する体制	4 従業員の業務パフォーマンス
5 従業員への健康経営の浸透度合い	6 経営上の課題と健康経営の進捗の関連性
7 保険者との連携	
8 その他	
9 取締役会以外の経営レベルの会議（経営会議等）では特に議題にしていない ⇒a、bいずれも非実施の場合、評価項目不適合	

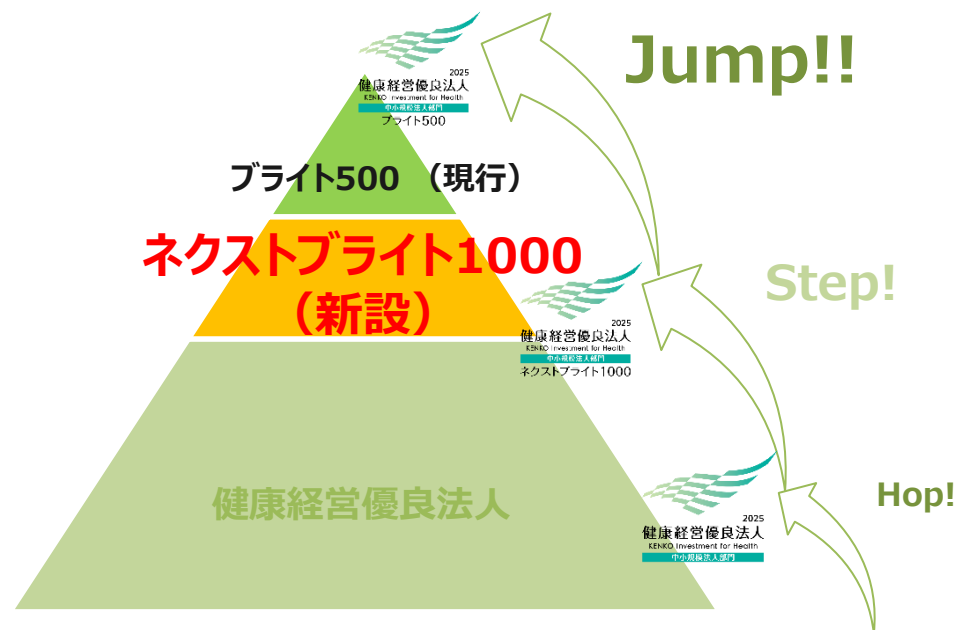
1 新たな顕彰枠の設定

中小規模

- 通常の認定からのステップを明示する目的で、ブライト500と通常認定の間に新たな冠（ネクストブライト1000）を設け、**ブライト500、ネクストブライト1000、通常認定の3層構造**とする。

新たな顕彰枠拡大の狙いと方向性

- ✓ 申請法人数の増加に伴い、上位層の差が縮まっているため、ブライト500以外も顕彰する
- ✓ 通常認定に留まらずに「次はブライトを目指してほしい」との意図を込めた名称で、健康経営の質を高めるにあたっての道筋を明示



ブライト500と通常認定の間に位置する冠を新たに新設し、ブライト500と同様の認定方法で **上位501位～1500位を選定** する

2 OECDにおける国際PR

- OECD64カ国が参加する中小企業・起業家専門会合、及びOECD医療専門家会合で健康経営の概要についてプレゼンし、各国から高い関心を得た。
- OECDの中小企業向けのブログ「COGITO」に、従業員のWell-beingに貢献する取組として、日本の健康経営に関する記事を掲載。

OECD中小企業・起業家専門会議（CSMEE）



OECD COGITOブログ



HEALTHY MINDS, HEALTHY BUSINESSES: PRIORITISING MENTAL HEALTH IN SMES AND ENTREPRENEURS

04 July 2024 Taisuke Hashimoto, Makiko Yamazaki, Ryosuke Kawachimar and Giorgia Ponti Health, SMEs Leave a comment

In an increasingly fast-paced work environment, workplace mental health and well-being isn't just a "side issue" — it's becoming central to our productivity and prosperity.

The World Health Organisation (WHO) reports that 15% of working-age adults have experienced poor mental health at work at any point in time, and the decline in productivity caused by depression and anxiety is estimated to cost USD 1 trillion. A recent OECD report found that 2 out of 5 full-time employees across OECD countries suffer from stress, which was heightened as a result of the COVID-19 crisis.

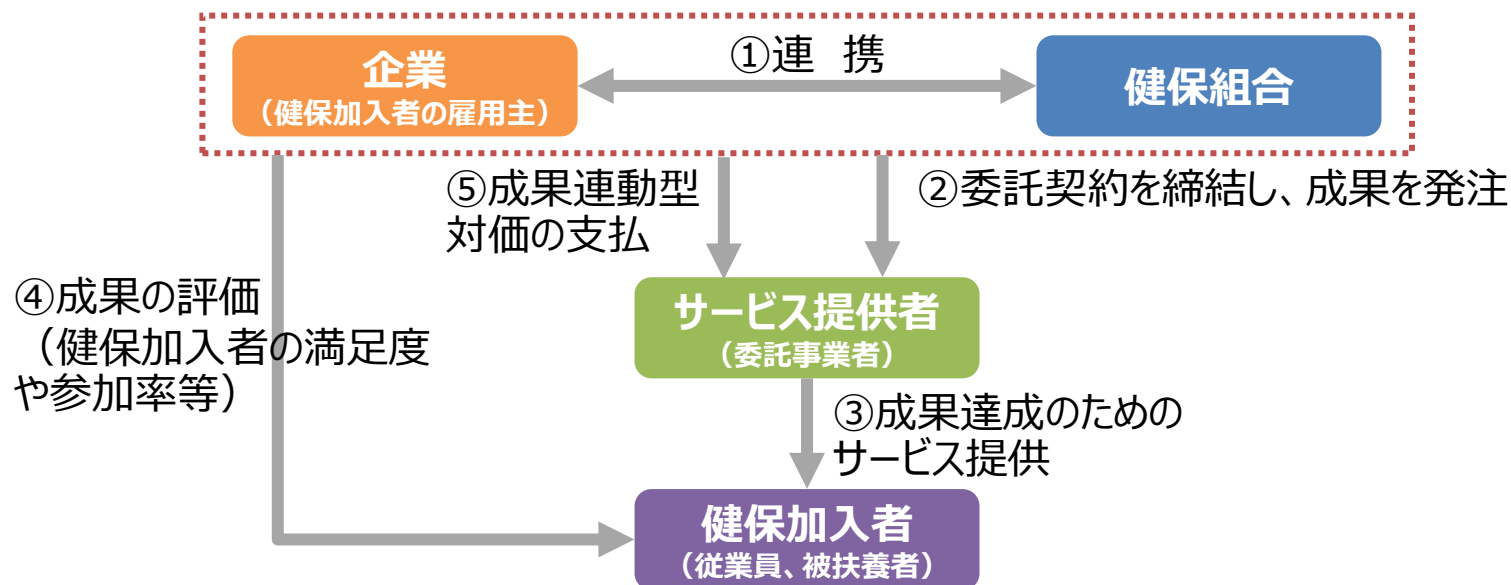
The well-being of business leaders and entrepreneurs is equally important to economic outcomes. Research shows that our entrepreneurs are less innovative, persistent, and productive when their well-being suffers, leading to lower economic output and fewer jobs. Again, the COVID-19 crisis had a big impact: according to Bupa's Global Executive Wellbeing Index, during the pandemic 78% of SME managers reported experiencing poor mental health.

2 民間事業者間の成果連動契約方式の導入支援

- 健康経営推進と質の高いヘルスケア産業育成の同時支援の観点から、保健事業等に関し企業や健康保険組合等が連携して発注主体となり、成果と連動して報酬を支払うPFS（Pay for Success）事業組成・伴走支援を検討。

<想定する民間事業者間のPFSスキーム（イメージ案）>

➡ 厚生労働省が推進する、民間事業者（健保組合）が発注者である「PFSによる保健事業」を発展的（企業と健康保険組合のコラボヘルス）に検討。



健保組合に加えて企業も発注者として想定することで、健康経営やコラボヘルスの推進、事業規模拡大を期待。

2 健康経営コンサルティング自己宣言制度の始動

- 健康経営コンサルティング企業の質の向上を目的として、事業者自らがサービス品質を担保することを自己宣言する制度の運用を6月より開始。
- 54社の健康経営コンサルティング企業が自己宣言済み（2024.7.22時点）

Action！健康経営 自己宣言制度開始のお知らせ

2024.05.24

健康経営コンサルティング 自己宣言制度開始のお知らせ

お知らせ その他

健康経営コンサルティングを提供する事業者を対象とした、「健康経営コンサルティング自己宣言制度」を設けました。4月より事業者募集を予定しておりますので、概要をご覧ください。

【自己宣言適用範囲改定のお知らせ】

健康経営コンサルティング自己宣言制度は有償で健康経営コンサルティングサービスを提供している事業者とさせていただきますでしたが、有償・無償を問わないと変更をさせていただきます。要件を満たせば無償で健康経営コンサルティングを提供されている事業者様も自己宣言をしていただけます。(2024.05.23)

健康経営コンサルティング自己宣言制度の概要

「健康経営コンサルティング自己宣言制度」は健康経営コンサルティング事業者自らが、提供する健康経営コンサルティングサービスの質を担保することを自己宣言する制度です。

自己宣言を実施する際は、健康経営コンサルティング自己宣言チェックシートを用いてチェックをしていただき、定められた要件を遵守することを宣言していただきます。

自己宣言を実施した健康経営コンサルティング事業者は6月上旬よりAction!健康経営で公開予定です。

健康経営コンサルティング自己宣言 企業ロゴマーク



【デザインの意図】

健康経営コンサルティングが、より良い健康経営を目指す企業を迷いなく理想へ導く存在であるように「コンパス」をモチーフとし、カラーは「Action!健康経営」と同様に明るく、活気ある社会が創られるようにという想いが込められている。また、使用期間を入れることで、宣言企業に自主的にサービスを振り返る機会を持てるようにした。

- 常時使用しない非正社員等も取組対象とし、より広い範囲で健康経営を組織全体で推進している企業も一定程度存在することから、企業における常時使用しない従業員・派遣社員などへの健康施策の実施等を評価する。

令和6年度健康経営度調査票 新設案（赤字箇所）

Q60. 常時使用しない従業員や、他社からの派遣社員を対象とした健康経営の取り組みはありますか。

常時使用しない従業員、他社からの派遣社員それぞれについて回答ください。（それぞれいくつでも）

◆「16.対象者がいない」と回答の場合であっても、評価上不利にはなりません。

◆常時使用しない従業員とは、Q3.で記載いただいた常時使用する従業員に含まれない、以下のような従業員を指します。

- 1 日日雇い入れられる者（一箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合は含める）
- 2 二箇月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合は含める）
- 3 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者（所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合は含める）
- 4 試の使用期間中の者（十四日を超えて引き続き使用されるに至った場合は含める）

	常時使用 しない従 業員	他社から の派遣社 員
1 一般定期健康診断の実施		
2 健診後の再検査等に関する受診勧奨		
3 ストレスチェックの実施		
4 ヘルスリテラシー向上に向けた研修・教育等の実施		
5 運動習慣改善に向けた支援		
6 ワークライフバランス向上に資する柔軟な働き方環境の整備		
7 食生活改善に向けた支援		
8 相談窓口の設置等のメンタルヘルス予防・不調者への対応		
9 喫煙者に対する禁煙達成に向けた支援		
10 健康に関するアプリの提供やウェアラブルデバイスの貸与		
11 労働安全衛生等に関する派遣社員からの意見聴取		
12 派遣元企業からの情報提供に基づく就業上の配慮		
13 派遣社員の健康管理に関する派遣元企業との情報交換機会の場の設置		
14 その他		
15 特に実施していない・利用できる制度はない		
16 対象者がいない		

3 小規模法人への特例制度の導入（特例内容）

中小規模

- 小規模法人に対する健康経営優良法人の申請間口を拡大し、従業員数の少ない法人に対して、取組の実態に合わせた健康経営の推進を促すにあたり、認定要件を低減した特例を設ける。

従業員数の少ない法人向けの特例認定要件案

評価項目		(参考) 中小規模法人 認定要件		
		2025	2024	2020
3(1)	健康経営の具体的な推進計画	(4項目中) 2項目以上	必須項目	2項目以上
	評価項目「①従業員の健康診断の実施」～「③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施」		2項目以上	
3(2)	評価項目「④管理職または従業員に対する教育機会の設定」～「⑦私病等に関する復職・両立支援の取り組み」	(4項目中) 1項目以上	1項目以上	1項目以上
3(3)	評価項目「⑧保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み」～「⑮喫煙率低下に向けた取り組み」	(8項目中) 3項目以上	4項目以上	3項目以上 ※当時の評価項目数は7項目

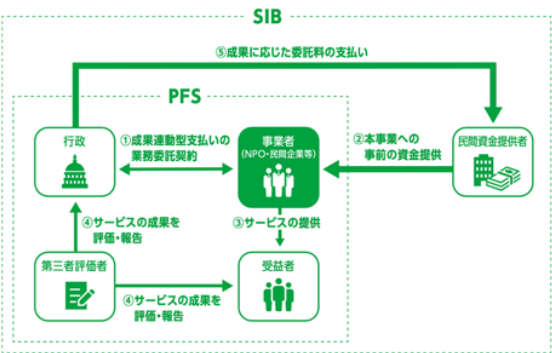
1 – 2 地域における投資促進

成果連動型民間委託契約方式（PFS/SIB）の普及促進について

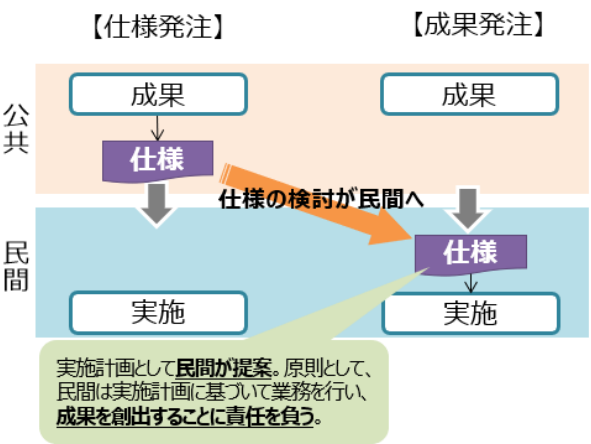
- 成果に連動した支払が行われるPFS/SIBについて、ヘルスケア分野における案件形成支援、エビデンス整備や手引きの作成、普及に向けたセミナーの開催を行った。
- 社会的インパクトを生み出すことのできる広域型での事業組成が進むように、これまでの支援施策方針を踏襲しつつ、事業組成パックの普及や民側へのアプローチ等を推進する。

PFS事業の概要（出所）一般財団法人社会変革推進財団ホームページ

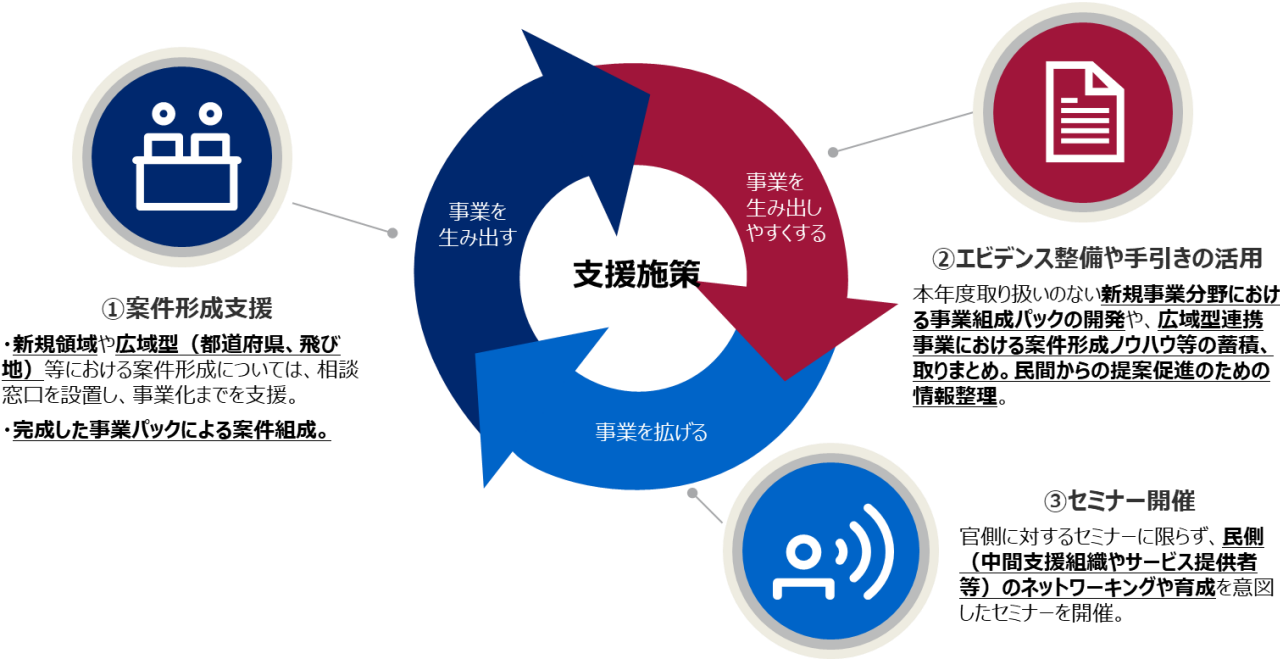
全体の仕組み



発注方法の違い



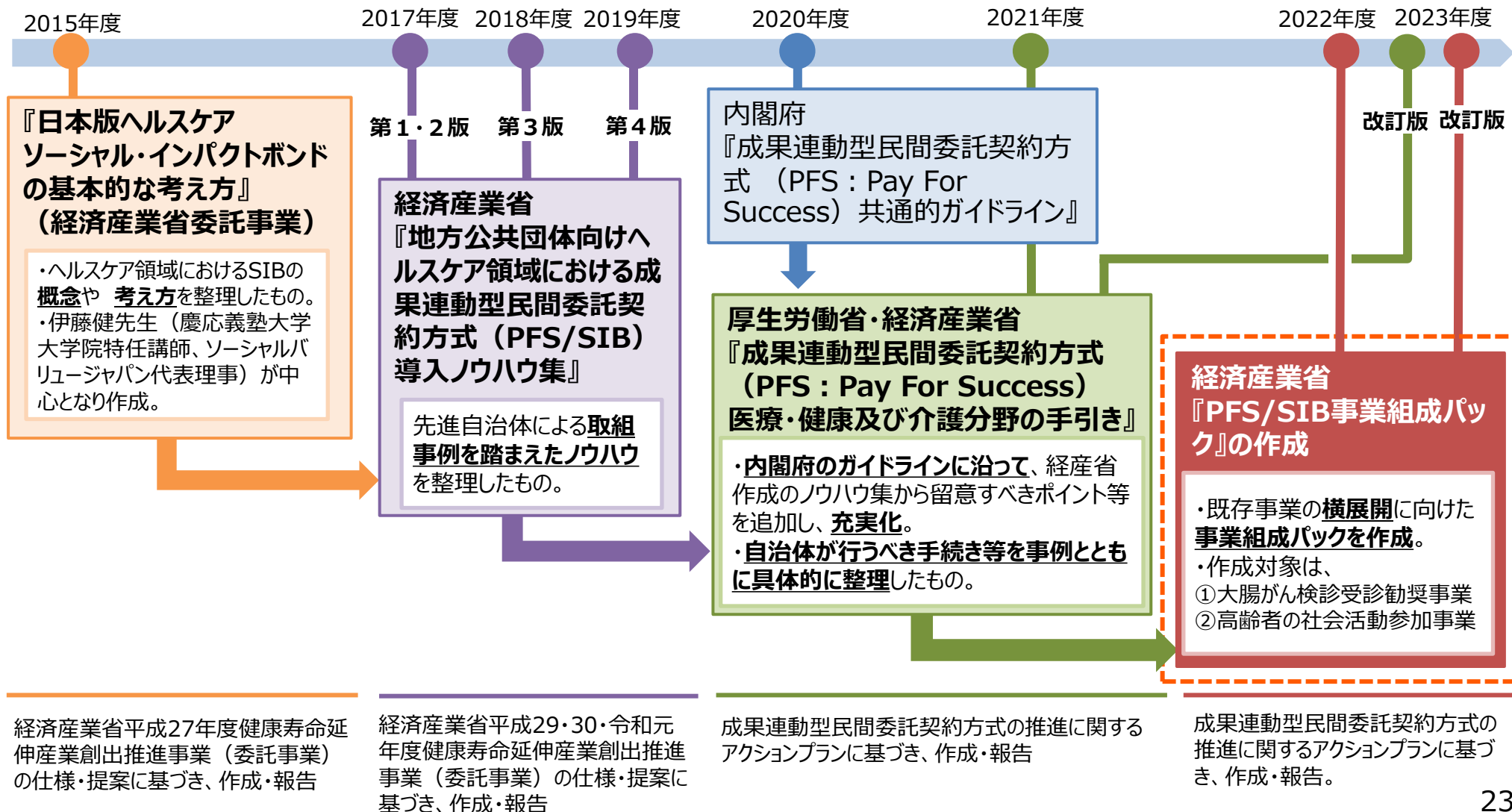
普及に向けた支援施策イメージ



エビデンス整備や手引きの作成

- 内閣府や厚生労働省等と連携し、**PFS/SIBの活用を目指す自治体職員等に向けた情報整理を行っており、5年度は手引き及び事業組成パックを改訂。**

【時系列整理】



(参考) PFS/SIB事業組成パック

- 一定程度の事例が蓄積されている①「大腸がん検診受診勧奨事業」と、②「高齢者の社会活動参加事業」を対象として事業組成に必要な標準化された情報やツール（例：標準化された成果指標や成果水準書等）を紹介。

4-1. 成果指標1単位当たりの事業効果A

(ケ) 成果評価の方法の検討
共通ガイドラインp.17参照
医療・健康及び介護分野の手引きp.20参照

- 大腸がん検診受診者数が1人増加することの医療費適正化効果は、3年間*で約8,086円見込むことができるが、各自治体の大腸がん患者発見者割合によって異なることに留意する

成果指標の候補

#	成果指標
1	大腸がん検診受診者増加数or率 ※事業効果を測る際は「実数」で算出。
2	精密検査受診率



検討時のポイント

項目Aについては、以下の手順に従って、各団体の医療費適正化効果を試算する。
①自治体の精密検査受診率を用いて、大腸がん検診受診者における大腸がん患者発見者割合を試算

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline \text{約5.86\%**} & \times & \text{精密検査受診率} & \times & \text{約4.01\%**} \\ \hline \text{(大腸がん検診受診者のうち、精密検査受診者の割合)} & & & & \text{(精密検査受診者のうち、大腸がんが発見される割合)} \\ \hline & & & = & \text{大腸がん患者発見者割合} \\ \hline \end{array}$$

②自治体における大腸がん検診受診者増加数1単位当たりによる医療費適正化効果を試算

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline \text{約6,150千円***} & \times & \text{大腸がん患者発見者割合} & \times & \text{約80\%****} \\ \hline \text{(根治可能な状態で大腸がんが発見することによる3年間の総医療費/1患者当たり)} & & & & \text{(大腸がん検診受診者のうち、根治可能な状態で発見される割合)} \\ \hline & & & = & \text{大腸がん検診受診者増加数1単位(人)当たりの医療費適正化効果} \\ \hline \end{array}$$

*切除不能大腸がんの生存期間中央値が約30カ月であるため3年間と設定する

**厚生労働省：地域保健・健康増進事業報告を基に有限責任監査法人トーマツ作成。

算定対象年齢40～69歳、2018年度～2020年度の3年間の平均値

***当該金額は大腸がんが発見された患者の3年間の総医療費を集計したもので、他の病気を併発している可能性等が考慮されていないことに留意する

****当該割合はエビデンス情報Aの中で算出されたものであり、サンプルが八王子市という一地域のデータであるため、今後研究が進むことにより数値が変更となる可能性がある

成果指標1における成果指標1単位当たりの事業効果A



社会的便益

大腸がん検診受診者増加数が1単位（人）上昇することによる事業効果は、3年間で約8,086円見込まれる。

項目A	医療費適正化効果
金額A (参考値)	約8,086円（大腸がん検診受診者1人当たり・3年間） ※各団体に要検討
設定条件A	- 根治可能な状態でがんを発見する場合と根治不可能な状態を比べた際の1患者当たり3年間の総医療費平均費用の差 - 大腸がんが一患者に与える影響全体（術前後の検査や手術合併症の治療等を含む）を含む総医療費 - 受診者のうち精密検査の受診が必要な者の割合が約5.86%、精密検査受診者のうち大腸がんが発見される割合が約4.01%、大腸がんが発見された者のうち根治可能な状態で発見される割合が平均約80%であることを考慮
エビデンス情報A	消化器内科学：内海 貴裕、妹尾 浩、腫瘍薬物治療学講座：堀松 高博、健康情報学分野：西川 佳孝、星野 伸晃、高橋 由光、中山 健夫（京都大学院医学研究科）、福吉 潤、柏原 宗一郎（株式会社キャンサーズ）、「大腸がんの進行度による総医療費の比較検討」p.16

セミナーの開催

- 首長のリーダーシップにより、地域社会をより良く変えていく事業が展開されることを目的に、令和5年10月に、①首長や副首長を対象にPFS/SIBセミナーを開催。
- 令和6年1月には、PFS/SIBの取り組みの裾野を広げることを目指し、②民間事業者を対象に、地域・社会課題解決を起点としたビジネス拡大セミナーを開催。

①首長向けセミナー（オンライン形式）

【全17自治体首長・副首長】

北海道妹背牛町、北海道湧別町、岩手県滝沢市、山形県上山市、山形県白鷹町、埼玉県滑川町、千葉県四街道市、静岡県袋井市、静岡県東伊豆町、京都府亀岡市、大阪府交野市、奈良県香芝市、岡山県津山市、岡山県井原市、高知県大月町、佐賀県吉野ヶ里町、熊本県上天草市

①ご講演『アウトカムで地域社会を変える』

ご講演者：青柳光昌氏（一般財団法人 社会変革推進財団専務理事）

②参加者と青柳様等とのオープンディスカッション

「アウトカム起点の政策形成」への理解・今後の活用について

理解が深まった

100%

活用できる

100%

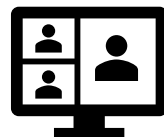
アウトカム起点の政策形成
への理解が深まり、
今後の政策に活用できると
参加者の満足度は高かった

n=13
(4自治体未回答)

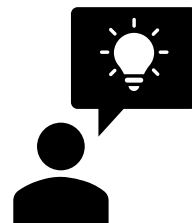
アウトカム指標の有効性、バックカスティングの重要性などを改めて認識することができた。



参加者



プログラム



参加者アンケート
参加者の声

②民間事業者向けセミナー（@熊本／オンライン）

【オンライン127名、現地14名】

IT・情報通信業、病院・医療機関、金融業・保険業、シンクタンク、法人団体、コンサルティング、官公庁・自治体、医薬品卸売業、介護事業、医療家具製造、サービス業、印刷・出版業、製造業、その他業種

①政策動向紹介（経済産業省）

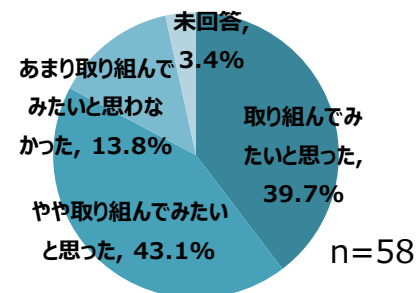
②民間事業者の取組状況や考え方の共有

- ・ 松尾洋氏（株式会社くまもと健康支援研究所 代表取締役）
- ・ 前田大地氏（株式会社山陰合同銀行 副調査役）
- ・ 矢賀部隆史氏（カゴメ株式会社 専任部長）

③参加者ネットワーキング（現地参加者のみ）

PFS/SIBへの取組意欲について

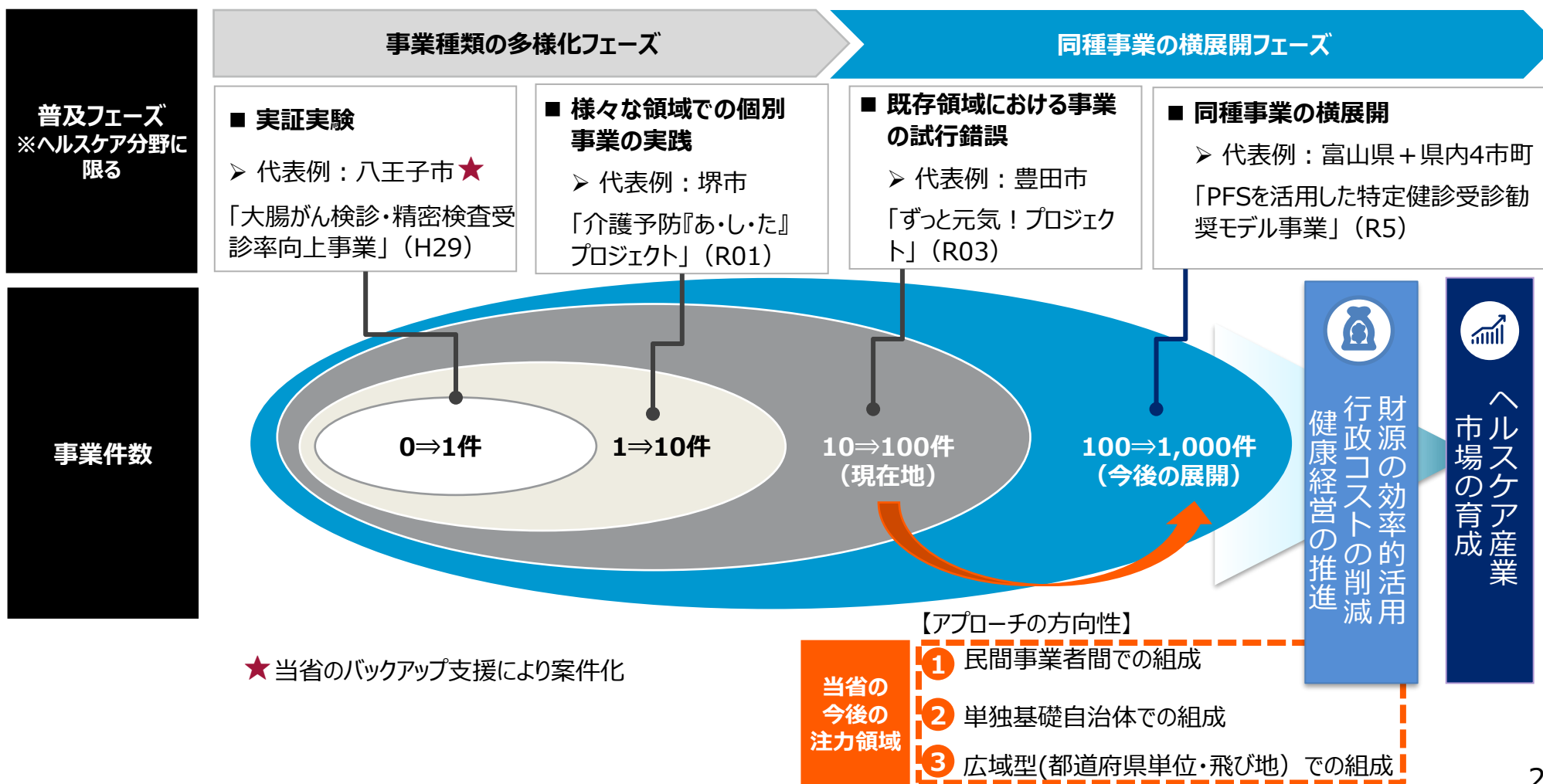
セミナーに参加して、約8割がPFS/SIBに取り組んでみたいと回答



民間事業者として関われる接点が見いだせれば、社会課題の解決の一環としても是非取り組んでみたい

PFS/SIB普及フェーズにおける現在地と今後の展開

- さらなるPFS/SIBの普及によって、公共ヘルスケア産業市場の育成が期待でき、これまで推進してきた事業種類の多様化に加え、同種同事業の横展開での事業組成が求められている。
- 健康経営とヘルスケア産業育成の同時推進が期待できることから、民間事業者間の事業組成が求められている。



2. 新事業創出に向けた環境整備

2 – 1 PHRを活用した新たなサービスの創出

2. P H R (Personal Health Record) の推進

- PHR（健診、レセプト、ライフログ等）を活用した新たな健康づくりや産業創出が期待されている。
- 経済産業省としては、①マイナポータルから取得できるデータ（健診・電子カルテ等）を民間PHR事業者が活用できるための環境整備、民間団体と連携して②ライフログデータの標準化、③様々な分野と連携したユースケース創出を促進。

公的インフラとして制度整備を進める

公的機関の情報（健診・レセプト等）

⇒ 2020年:乳幼児健診、2021年:特定健診、レセプト（薬剤）、2022年:がん検診など、順次提供開始。



医療機関の情報（電子カルテ等）

検査、アレルギー、医療画像等を、2024年以降からの提供開始予定。
※ 現在、システム整備やデータ標準化の検討中。

ユースケース② 医療機関等受診時における利活用

医療従事者等と連携



医師、歯科医師、薬剤師、保健師、
管理栄養士等の医療従事者等

個人に最適化された 医療の提供



ユースケース③ 研究等

民間事業者と連携して環境整備を進める

ライフログデータ



PHR事業者団体を中心に事業者間・医療機関連携を見据えて、データ標準化の検討やサービス品質に関するガイドラインの策定に取組む

ユースケース① 日常における利活用

生活に密着した産業と連携



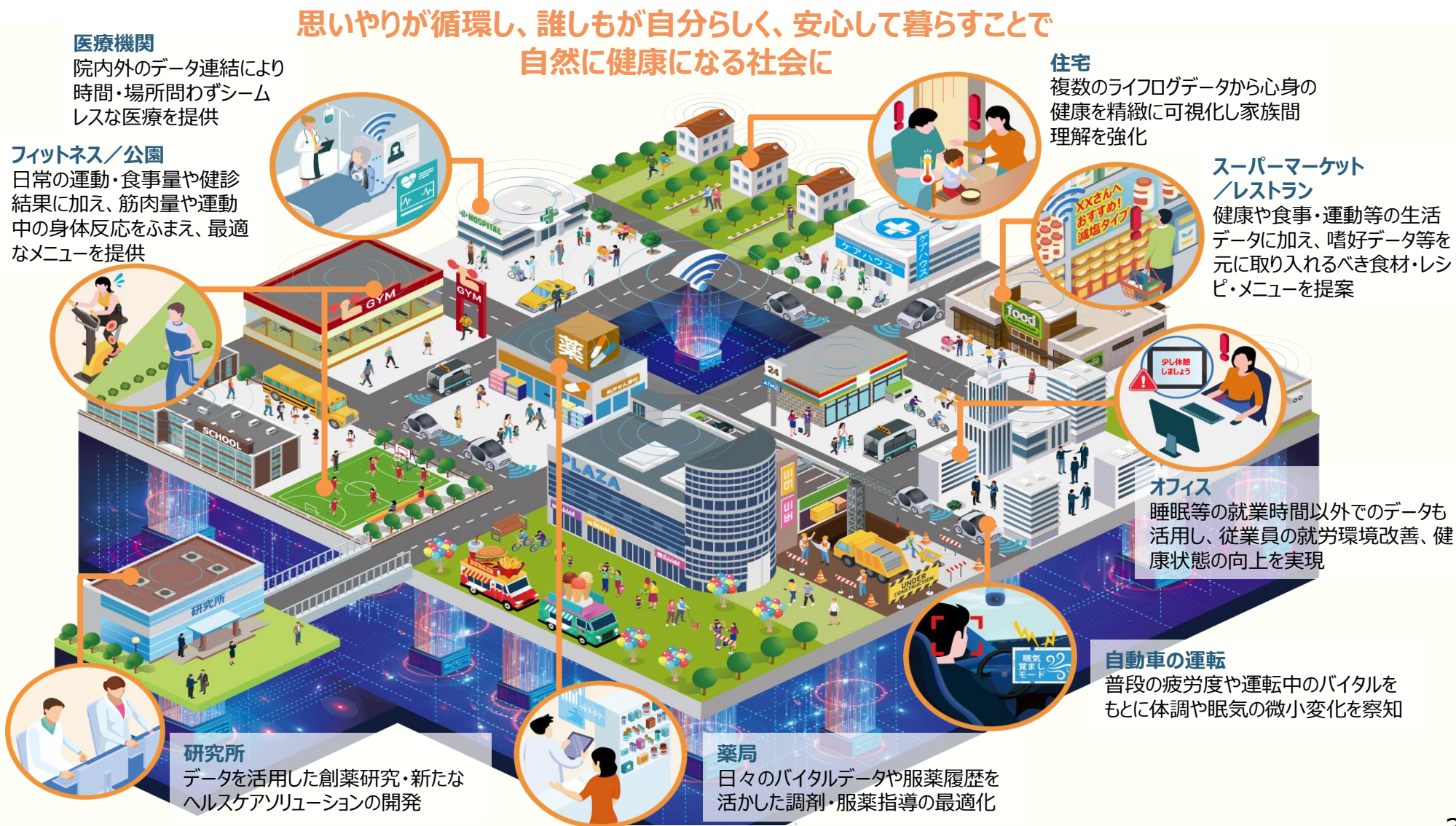
フィットネス オフィス、住宅、自動車等

生活における 新たな予防・健康づくり



(参考) PHRを活用した新たなライフスタイルのイメージ

- 消費者接点を多く持つ生活関連産業によるヘルスケアサービス提供など、異分野参入等を促すことにより、様々な国民ニーズに対応する多種多様なヘルスケアサービスを創出していく。



PHRを活用した新たなサービスの創出

異分野からのヘルスケア産業への参入を促すためには基盤となるデータ連携の仕組みや成功事例(ユースケース)創出が必要。実証事業等を通じた支援を実施中。

全国医療情報プラットフォームにより、
医療機関等に共有される公的な医療・健康情報を活用

公的な医療・健康情報
(健診・薬剤(レセプト)情報等)

本人同意

2025年～：電子カルテ情報も使用可能に

PHR
事業者

民間PHR事業者により、
ライフログと組み合わせたサービスを提供

民間事業者が取得する情報
(ライフログ・バイタルデータ等)

実証事業を通じたユースケース創出
を支援

異分野
連携

健康に関連する情報
(購買データ・位置情報・天気等)

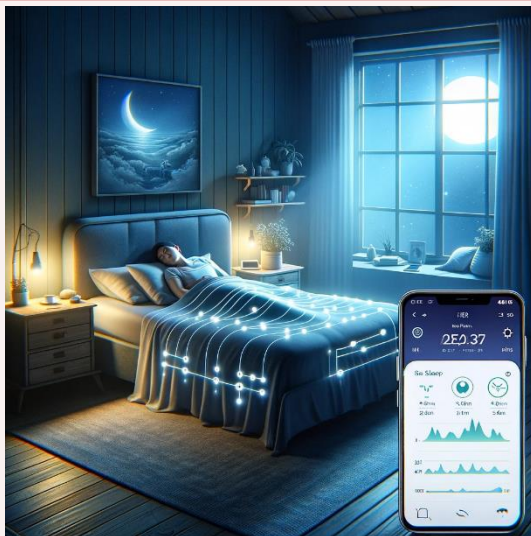
医療機関×PHR

例：PHRが医療機関で活用されることによる診療
の変化や業務プロセス効率化



日常生活×PHR

例：センシング機能の付いたベッドで睡眠の質や心
拍数等の計測を行い、連動するアプリで閲覧・睡眠
改善に向けたレコメンド等を実施



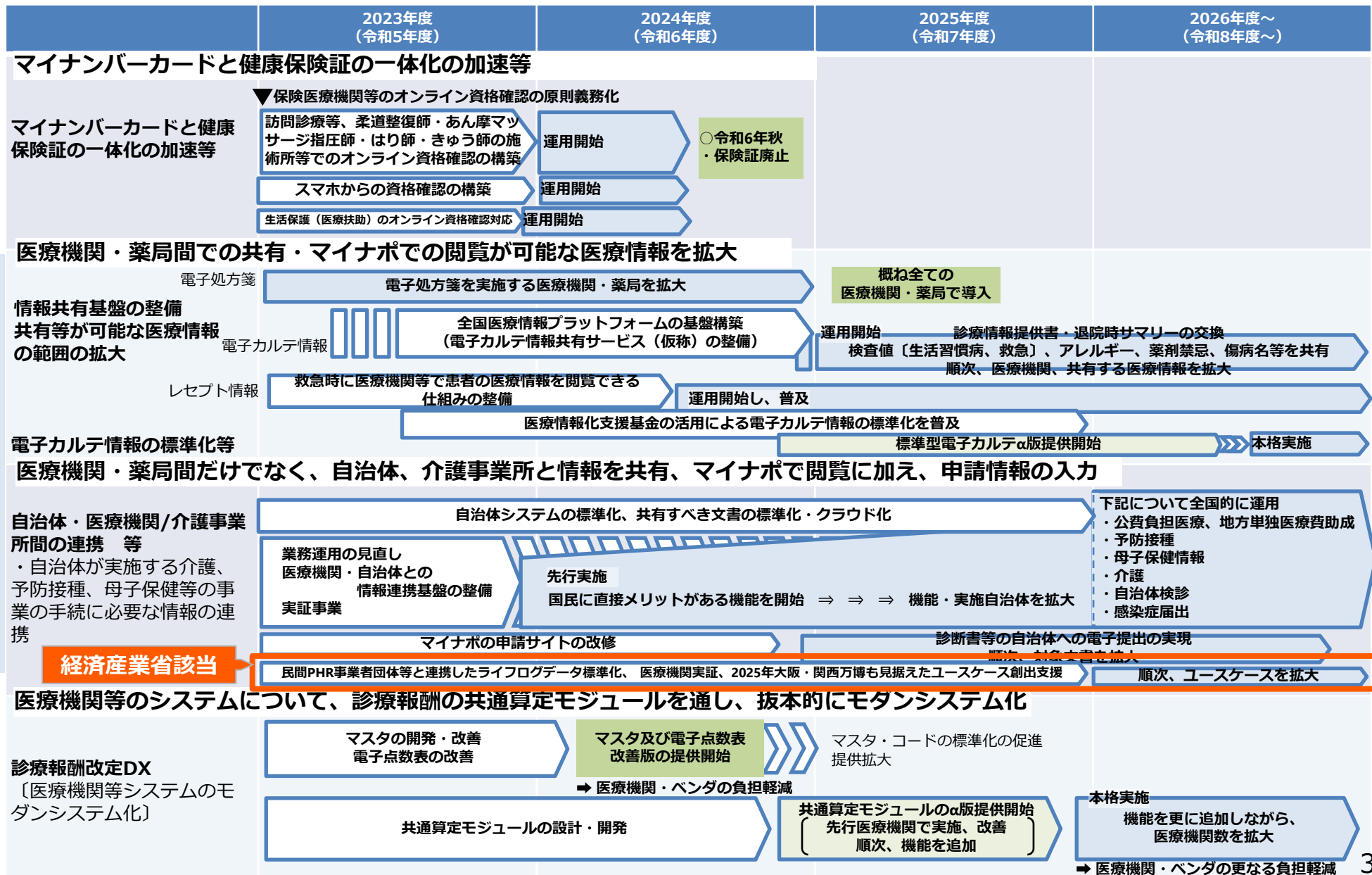
異業種×PHR

例：小売店やレストラン等と連携し、でPHRを活用
して健康関連商品のレコメンドや限定クーポン
の配布等を実施



※イメージ画像はすべてChatGPT4.0で作成

（参考）医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕



健康医療情報（PHR: Personal Health Record）は、国民の健康増進のために使われ、国民がそのメリットを実感できてこそ、真の価値を発揮するもの。

民間活力を活かしながら、国民が自らのニーズに応じて、安全安心に活用できる環境を整備する。

1. 国民が価値を感じられる新たなサービス（ユースケース）の創出

- ・ 実証事業を通じて、①日常生活での活用（小売・飲食・フィットネス等の生活関連産業との連携）、②医療機関での活用を推進し、新たなサービスの創出を加速化。
→令和5年度当初予算にて生活関連産業および医療機関での実証事業を実施。
令和5年度補正及び令和6年度当初予算で、更に取組を加速。

2. データ標準化・適切な情報の取り扱いなどの事業環境の整備

- ・ ①ライフログ（歩数や睡眠など）のデータ標準化や、②適切な情報の取り扱いに係るルール整備（同意取得、セキュリティなど）を通じて、様々なサービスが適切に創出される事業環境を整備。
- ・ 上記議論を実施する体制整備や、民間事業者と連携した新たなサービス創出を推進するため、③業種横断的なPHR事業者団体設立に向け、関係者との調整や事務局機能の支援（資金面含む）を実施。（R5年度前半の団体設立を目指す。）
→PHRサービス事業協会が令和5年7月に設立

3. 安全安心なサービス提供に向けたエビデンスの整理

- ・ 関連する医学会と連携して、ヘルスケアサービス提供に関し、必要なエビデンスの整理や、それに基づく指針等を作成。事業者の適切なサービス提供を促進。
→これまでの認知症・高血圧等に加え、令和5年度からは新たに女性の健康等も支援

医療機関におけるPHR利活用推進等に向けた実証調査事業

(令和6年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業の内数)

- 医療機関での導入や利用が容易なPHRサービスを創出し、医療機関でのPHRサービスの普及促進を目指す

目標

1. 医療機関での導入や利用が容易なPHRサービスの創出
 - 医療機関のPHRサービス導入の負担の軽減
 - 医療従事者のITリテラシに配慮し利用が容易なサービス
 - 院内のオペレーションにPHRサービスが組み込まれていること
2. 成功モデルの創出を通じた医療機関でのPHRサービスの普及促進

検証内容

患者が医療機関を利用する際の各プロセスにおけるPHRサービスの導入・利用時の課題の解決を目指すと共に、医療機関及び患者へのメリットを検証する

事業概要

対象プロセス

患者が医療機関を利用する際の一連のプロセスである、問診、治療、服薬、予後の領域

想定されるメリット

医療従事者の業務時間の短縮、医療経済性の向上、患者のQOLの改善、治療アウトカムの向上 等

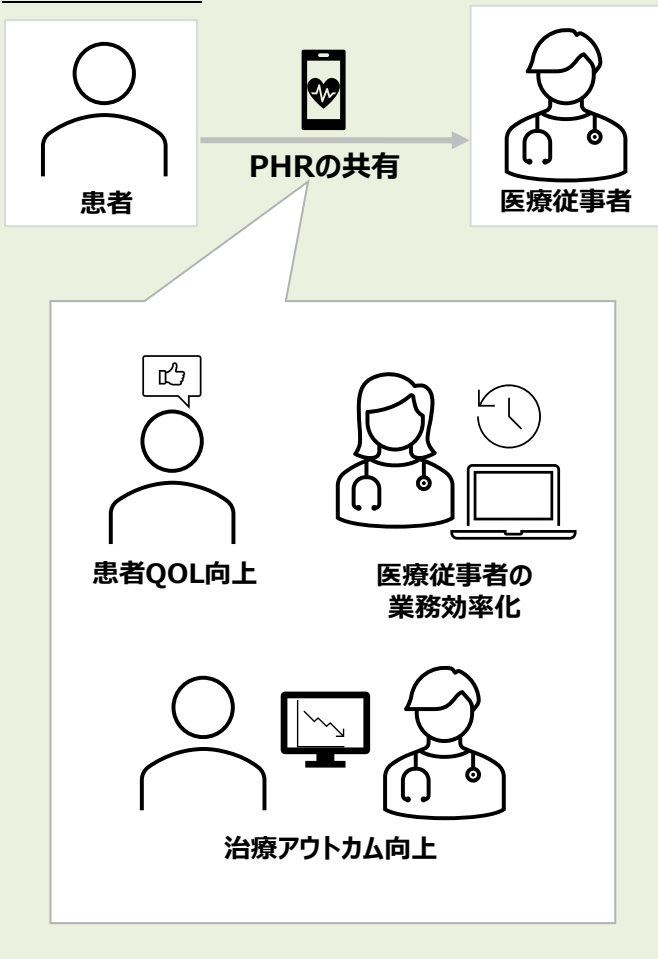
事業期間

令和6年6月～令和7年2月（予定）

採択件数

6 件

実証イメージ



日常生活におけるPHRを活用したユースケース創出に向けた実証調査事業

(令和5年度補正PHR社会実装加速化事業の内数)

- 異業種連携を通じた、生活者のニーズに即した多様なPHRサービスの創出、持続的な利益創出につながるビジネスモデルの構築、PHRサービスの認知向上を目指す

目標	
事業概要	1. 異業種連携を通じた、生活者のニーズに即した多様なPHRサービスの創出 - 生活者のPHRサービスの継続利用のための動機づけ - サービス利用開始時や利用継続における負担の軽減の軽減 - パートナー事業者の業務プロセス変更負荷の軽減
	2. 持続的な利益創出につながるビジネスモデルの構築
	3. PHRサービスの認知度向上
	日常生活の中で接点が多い領域において、健康に関心のない生活者及び健康不安がある生活者に対してPHRサービスを提供し、サービスの利用促進並びにマネタイズの実現可能性を検証する
	生活者が幅広く健康的な生活を営む上で、日常生活の中で接点が多い食事・睡眠・運動・美容等の領域
	健康に関心のない生活者に加えて、健康不安がある生活者(疾患予備軍や予後の状態のある生活者)を含む
検証内容	
対象産業領域	
ターゲット	
事業期間	
採択件数	

- 異業種連携を通じた、生活者のニーズに即した多様なPHRサービスの創出
 - 生活者のPHRサービスの継続利用のための動機づけ
 - サービス利用開始時や利用継続における負担の軽減
 - パートナー事業者の業務プロセス変更負荷の軽減
- 持続的な利益創出につながるビジネスモデルの構築
- PHRサービスの認知度向上

日常生活の中で接点が多い領域において、健康に関心のない生活者及び健康不安がある生活者に対してPHRサービスを提供し、サービスの利用促進並びにマネタイズの実現可能性を検証する

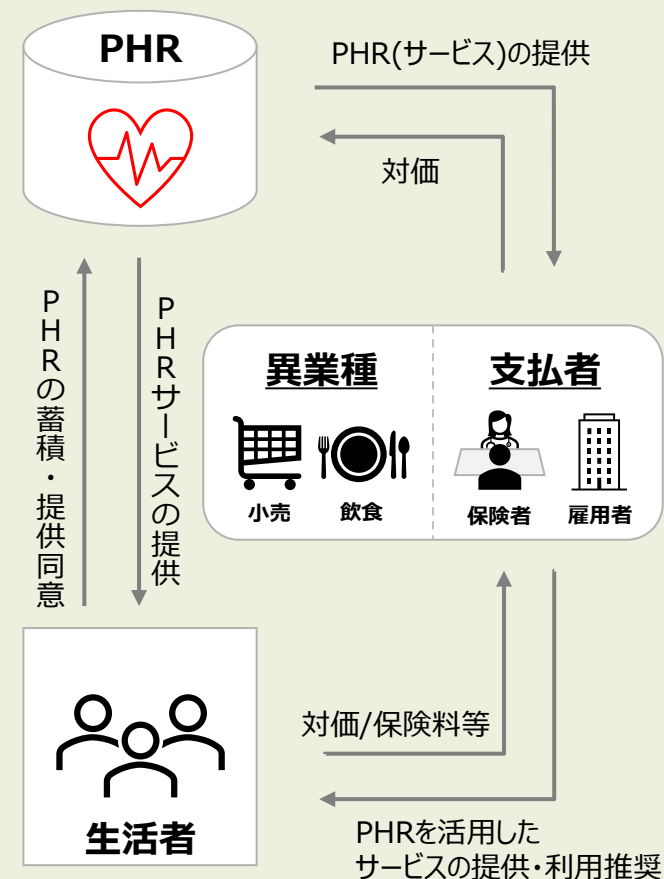
生活者が幅広く健康的な生活を営む上で、日常生活の中で接点が多い食事・睡眠・運動・美容等の領域

健康に関心のない生活者に加えて、健康不安がある生活者(疾患予備軍や予後の状態のある生活者)を含む

令和6年6月～令和7年2月（予定）

計7件（新規5件、継続2件）

実証イメージ

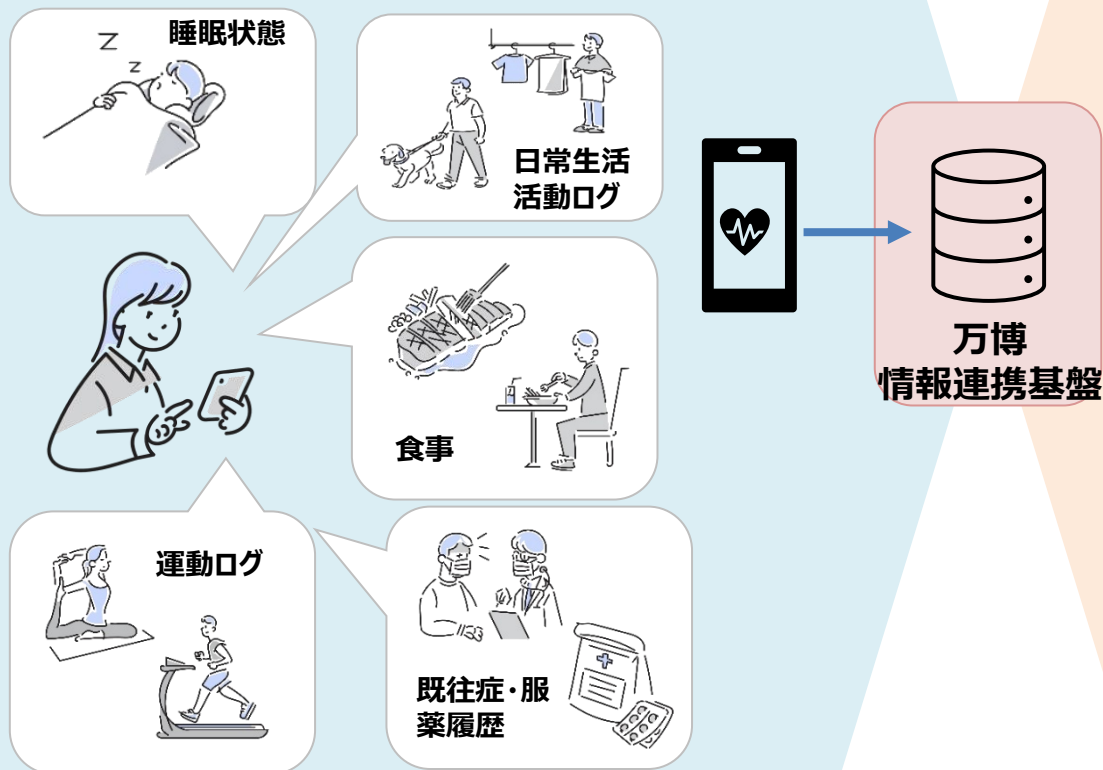


大阪・関西万博におけるPHR関連の取組

経済産業省では「2025年大阪・関西万博アクションプランVer.5」に施策を登録し、万博の場でPHRを活用したユースケースの展示を実施する。

万博で活用するPHRデータ

ウェアラブル機器やスマートフォン内のアプリを活用し日常生活で取得可能なライフログや健診結果等のPHRを本事業で整備する情報連携基盤経由で共有



万博で提供するサービス・体験例

大阪・関西万博の場でPHRを活用しパーソナライズされた体験提供やPHRが普及した未来社会の姿を提示

運動

本人の願望を踏まえ、コンディションに合わせた最適な運動の提案



睡眠

日常生活で蓄積したPHRを元に個々人に最適化された睡眠環境を提供



食事

個人のPHR等を踏まえ、個人に最適化された食事メニューの提供

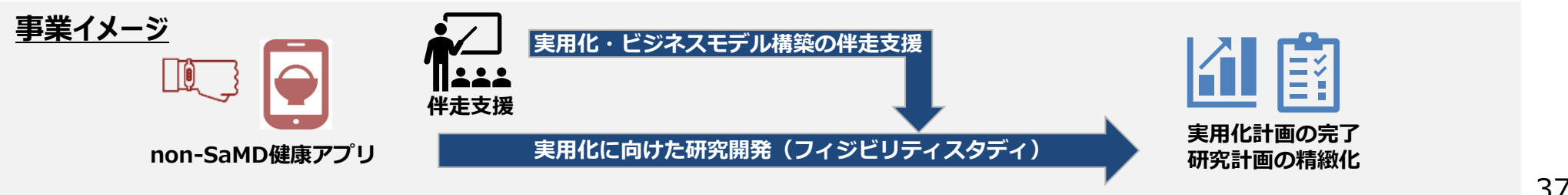


令和6年度AMEDソリューション事業

(令和6年度予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業の内数)

- 予防・健康づくりに寄与するアプリ・サービス等の社会実装のモデルケースを創出するべく、実用化に力点を置き、**疾病の一次予防、二次予防あるいは三次予防を目指すnon-SaMDの健康アプリの実用化に向けた研究開発（フィジビリティスタディ）を支援**する。
- 通常の研究支援に加え、**実用化やビジネスモデル構築の伴走支援**（実用化コンサルテーション、実用化に向けたコーチング、人材紹介）も実施する。

目標		- 早期発見・早期治療、及び疾病管理に活用される non-SaMD の研究開発及び実用化を推進する。 - 支援を通じてわが国における予防・健康づくりに寄与するアプリ・サービス等の社会実装、ひいては産業育成・拡大を目指す。
事業概要	求められる成果	- 事業終了時、実用化（マネタイズ）に向けた諸課題を整理し、提案したビジネスモデルに基づき、実用化計画を完了していること。 - 事業終了時、実用化を達成するためのパイロット研究、その知見を反映した研究計画の精緻化を完了していること。
	疾患領域	循環器疾患、糖尿病、メンタルヘルスにおける一次予防、二次予防、三次予防
	事業期間	令和6年7月上旬～令和6年度末（予定）
	主な採択条件	- 研究開発代表者が健康アプリ等の開発事業者であること。 - ビジネスモデルを構築したうえで、支援終了後3年以内に、本研究の成果を活用し、実用化（マネタイズ）を実現する計画となっていること。 - 開発対象となる健康アプリ等は non-SaMD であり、開発は完了（もしくはその見込みが得られ）、一定の有用性に関する科学的エビデンスがあること。



<ご参考> PHRサービス事業協会の概要

- 令和4年6月の団体設立宣言以降、経済産業省の支援等を受け、令和5年7月10日、様々な業種の企業を会員とする**PHRサービス事業協会（略称:PSBA）**が設立。**業界ガイドライン（業界GL）策定等の事業環境整備**を推進している。

■ 役割・概要

①データ標準化に向けた検討

事業者間の相互運用性の確保に向け、**標準化委員会**で検討中。

②サービス品質確保に向けた検討

適切な情報の取扱等に向け、**サービス品質委員会**で検討中。

③ステークホルダー間の対話促進 政策提言等の窓口機能

関係省庁やアカデミア等との連携に向け、**広報委員会・技術教育委員会**で検討中

業界GL
の策定



（参考）令和4年6月の設立宣言時

■ 加盟企業

・【会員企業】

保険、医療機器、医薬品、フィットネス、IT、食品等の幅広い業種の事業者が参画
（4/15時点で137社）

・【執行役】

会長職の補欠選任までは、以下6名の副会長が会長職務を代行。

・【副会長企業】

- 株式会社Welby（比企武 代表取締役）
- エーザイ株式会社（岡田安史 代表執行役COO）
- 塩野義製薬株式会社（澤田拓子 取締役副会長）
- シミックホールディングス株式会社（中村和男 代表取締役会長CEO）
- TIS株式会社（岡本安史 代表取締役社長）
- テルモ株式会社（高木俊明 代表取締役会長）

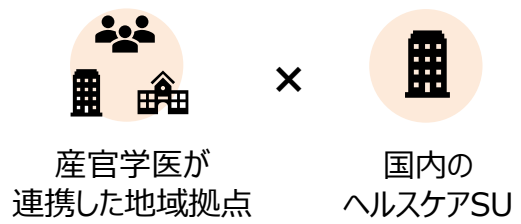
2-2 ヘルスケアサービスにおけるスタートアップ°

ヘルスケアスタートアップエコシステム構築に向けて

- 【現状・課題】ヘルスケアスタートアップは、製品・サービスの実装に際して、エビデンス構築や実証を通じた効果検証等を行って
いく必要があるものの、大学や医療機関、自治体等のコネクションが不足しており、社会実装が進まない課題を抱えている
状況。また、海外の薬事承認プロセスにおいては、国内のエビデンスを流用することが難しく、当該国におけるエビデンスを別途
構築する必要がある等、国内だけではなく海外展開を行う上でも同様のハードルは存在。
- 【今後の取組】①社会実装を支援するための地域拠点の整備、②海外医療機関やアクセラレーター等と連携した支援プロ
グラムの提供、③海外と日本の関係者を繋ぐカンファレンス開催を実施していく。

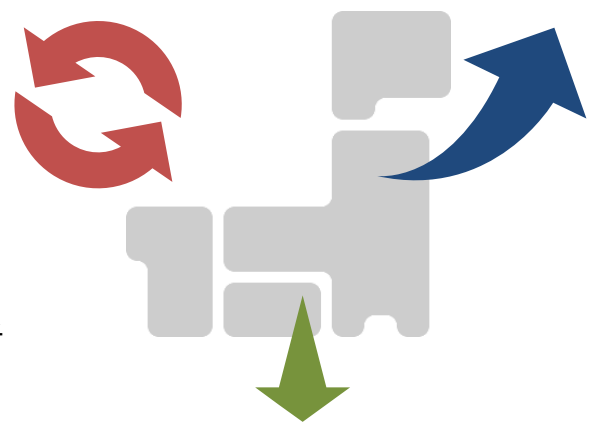
①地域拠点育成事業／InnoHub機能強化

ヘルスケアSUの重点育成拠点を支援 国内エコシステムの強化



- ヘルスケアスタートアップの社会実装を推進する拠点を国内数か所選定し、当該拠点に対し、コミュニティや海外展開の機能強化等に向けた支援を実施（マッチング、専門家発掘・育成、海外有識者招聘等）。
- また、こうした拠点育成と併せて、ヘルスケアスタートアップ相談窓口である「InnoHub（イノハブ）」のコミュニティ機能強化を行う（医療関係者や自治体と連携したイベントの開催等）。

海外展開の後押し



国内と海外の接続

③グローバルカンファレンス事業

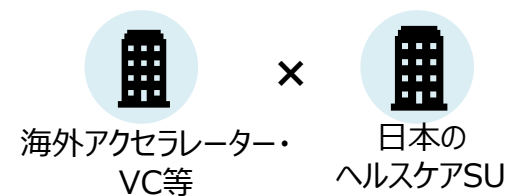
Global Healthcare Challenge (GHeC) 開催



- JHeC（Japan Healthcare Business Contest）のグローバル拡大版として、カンファレンス、ピッチコンテスト、展示会を一体化したイベントを開催。
- ヘルスケアに関する国内外有識者招聘や、ヘルスケアスタートアップを対象にした表彰、事業者や代理店等とのマッチングを行う。

②ヘルスケアスタートアップ海外派遣事業

アクセラレーションプログラムを通じて、日本のSUの海外展開を支援



- 海外の医療機関やアクセラレーター等と連携し、日本のヘルスケアスタートアップを海外に派遣するプログラムを実施。
- 海外展開に向けた各種支援を当該プログラムを通じて提供（エビデンス構築、現地薬事承認取得促進、現地市場調査など）

(参考) Healthcare Innovation Hub (InnoHub) について

- InnoHubにおいて、スタートアップ支援者等（アドバイザー、サポーター団体）と連携し、国内外のネットワークを活用して、**事業化相談やネットワーク形成を支援**（累計614件）。
- アドバイザーと連携することで、スタートアップと大学との共同研究を実現する事例も生まれる。

InnoHubへの累積相談実績

※2024年6月末時点

相談案件

614件

うち、海外からの
相談
33件



MEDISOへの連携 22 件
MEDIC登録 2 件

アドバイザー紹介 194 件
InnoHub通信紹介 102 件
(マッチング成立 41 件)

サポーター団体

個別紹介 220 件
(マッチング成立 405 件)

InnoHubでの支援事例

- 株式会社シンクロアイズは、カメラとディスプレイを内蔵したスマートグラスを用いたITによる遠隔支援サービスを提供している。本機器の医療教育現場での活用可能性について、**InnoHubアドバイザーである東京医科歯科大学 山本氏に相談**。
- **東京医科歯科大学の耳鼻咽喉科学、肝胆膵外科学、整形外科、救命救急センター、歯学教育システム評価学の5領域**において、臨床教育現場における利用可能性・有用性を検討するための**共同研究**を行った。2023年1月時点で、当該機器20数台を2年間レンタルし多くの学内分野にて試用中。



装着は、ワンステップ！
30秒でZoomに接続！



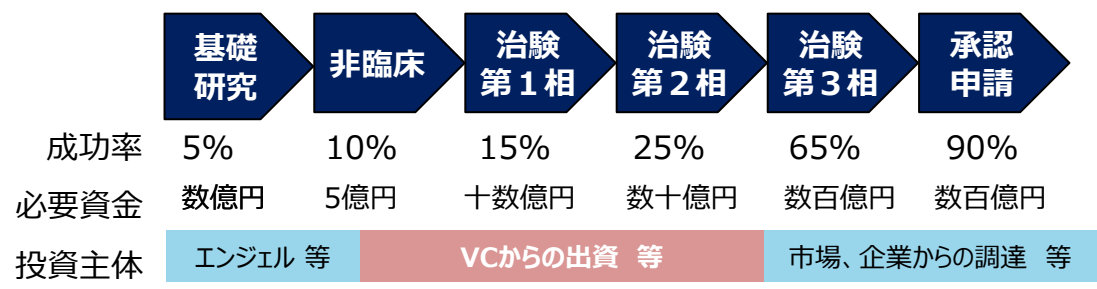
出典: Vuzix資料より
※シンクロアイズは VuzixのM400（写真右）を使用。写真はイメージです

* : 1件の相談に対して複数のアドバイザーを紹介している場合も1件としてカウント。
** : アドバイザー紹介、InnoHub通信紹介、サポーター団体個別紹介は必ずしも独立でないため、これらの件数の累計と、相談者数は一致しない。

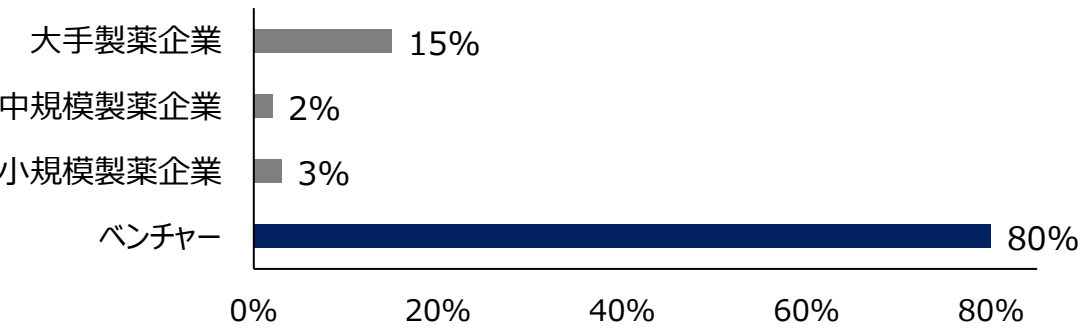
バイオベンチャーによる資金支援

- 【現状・課題】
1) 創薬ベンチャーは、①開発期間が長い、②開発資金が多額、③成功率が低い、④薬事承認されないと売上げがないなど、ビジネスモデルが特殊で事業化の難易度が高い。特に治験第1相、第2相は、リスクは依然大きいにもかかわらず、開発資金が50～100億円といった規模に跳ね上がる。
2)世界的に新たな医薬品の開発は創薬ベンチャーにシフト。米国に比べて脆弱な日本の創薬・ベンチャーエコシステムでは、創薬ベンチャーが必要な資金を円滑に調達するのは困難。
- 【今後の取組】創薬ベンチャーの資金調達が困難な非臨床、治験第1相・第2相を対象に、VC出資額の2倍相当の治験費用を支援。

創薬開発のリスクと資金のイメージ

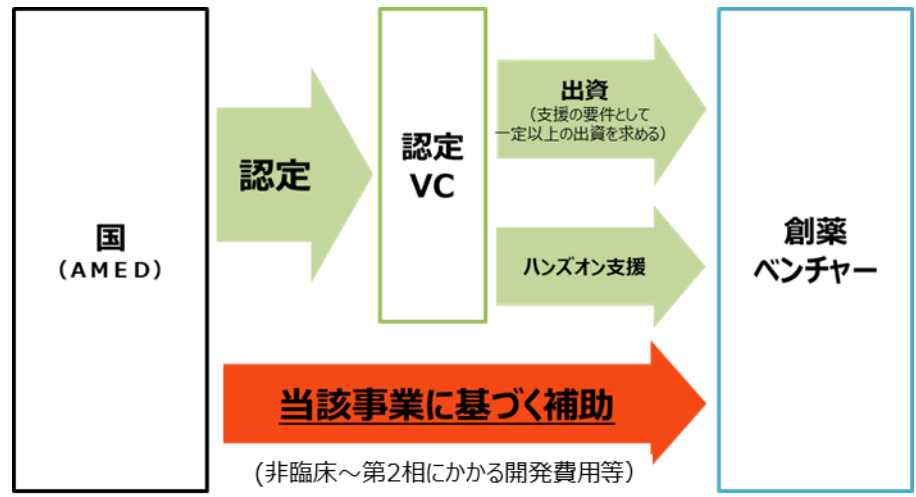


世界の医薬品創薬開発品目数シェア



事業のイメージ

VCの出資を条件に、
民間出資1に対して2倍までの範囲で補助
⇒治験費確保の円滑化 + **更なる民間資金の呼び水に**



2－3 ヘルスケアサービスの信頼性確保

予防・健康づくりに関する医学会による指針の策定・普及

- 【現状・課題】ヘルスケアサービスの利用者（企業、自治体、保険者、個人など）による適切なサービス選択や、サービス開発事業者による適切な研究開発に活用されるための専門的・科学的な情報が不足している。
- 【今後の取組】各疾患領域の中心的学会によるエビデンスの整理および指針の策定をAMEDにて支援するとともに、策定された指針が、ヘルスケアサービス開発事業者やヘルスケアサービスの利用者に広く利活用される仕組みを構築するための検討を実施。

「予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業（ヘルスケア社会実装基盤整備事業）」

① 医学会による指針の策定

関連する疾患分野の学会が、予防・健康づくりにおける非薬物的介入手法についての既存エビデンスの構築状況やそれらに対する評価を整理し、指針を策定。

（令和4年度より一次予防領域、令和5年度より二次・三次予防※領域で、特にヘルスケアサービスの開発が進んでおり疾病負荷の低減が期待される各疾患領域を採択）

※二次予防は既に発症している疾病の早期発見・早期治療に繋げること、三次予防は再発防止や重症化予防、早期の社会生活・職場復帰等を指す。

領域	中心的学会
成人・中年期の課題	● 高血圧学会 ● 糖尿病学会、体力医学会 ● 腎臓学会
老年期の課題	● 老年医学会、サルコペニア・フレイル学会 ● 認知症関連6学会
職域の課題	● 産業衛生学会（メンタルヘルス） ● 産業衛生学会（女性の健康）
働く世代における二次・三次予防	● 動脈硬化学会 ● 女性医学学会 ● 循環器学会

② 医学会による指針の普及

- ① エビデンスに基づくヘルスケアサービスの社会実装に向けた先進事例の調査
- ② 指針が広く利活用されるための環境整備

日本医療研究開発機構
(AMED)

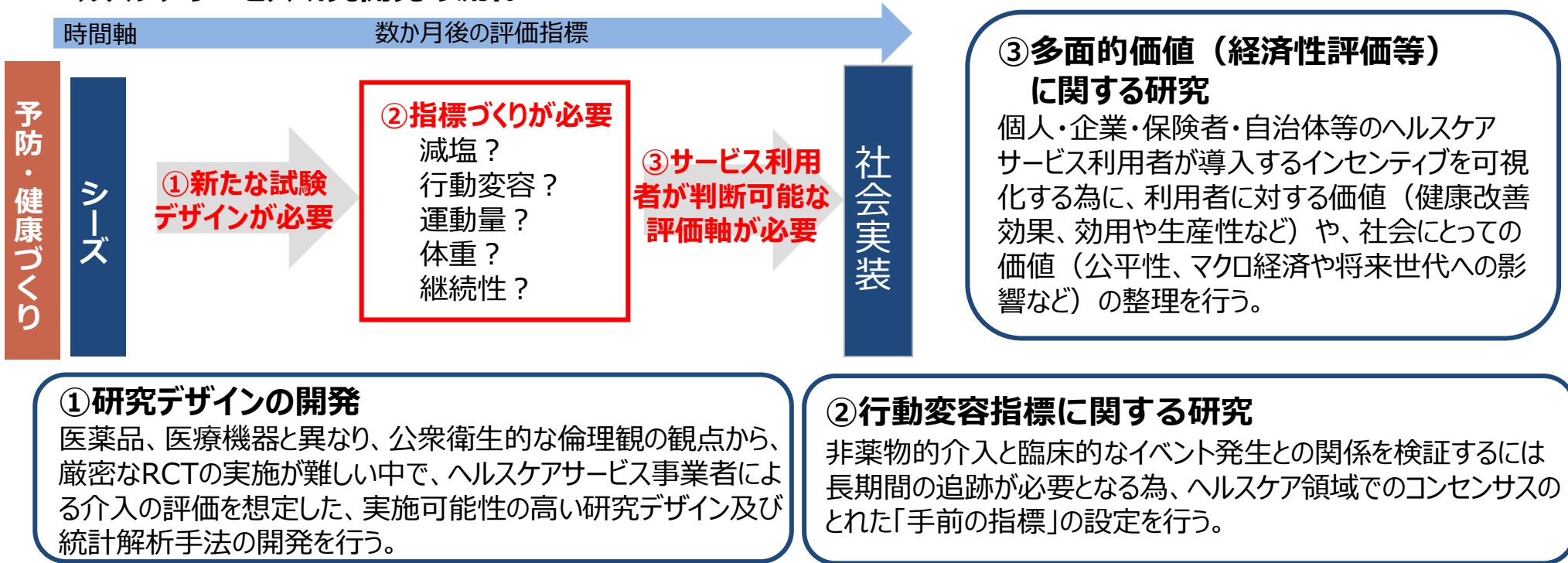
研究支援

環境整備

アカデミア：予防・健康づくりに関する共通課題への対応

- 科学的なエビデンスに基づいたヘルスケアサービスの社会実装には、**予防・健康づくりの特色を踏まえた研究開発の基盤を整備**することが必要。しかしながら、サービス開発事業者が適切な研究開発を行うにあたり、非薬物的な介入手法におけるエビデンス構築のための評価手法や指標などの確立が不十分。
- 予防・健康づくりの特色を踏まえた研究開発の基盤を整備するため、①**研究デザインの開発**に資する研究や②**行動変容介入を評価するための標準的な指標**の作成、③**多面的価値**（経済性評価等）の整理等をAMEDにて支援。

ヘルスケアサービス研究開発の流れ



AMEDの機能強化のイメージ

- 医療機器・ヘルスケア事業部から、関連学会やMindsに事業委託を行い、関係部局、InnoHub、国立保健医療科学院・保険者団体等と連携して事業を行う。

医療機器・ヘルスケア事業部

AMEDの機能強化のイメージ

委託

関連学会／Minds 等

- ・ 学会指針（ポジティブリスト）の管理
- ・ 研究者や事業者等からの問い合わせ・相談への対応
- ・ モダリティ毎の再整理
- ・ セミナー開催等

委託or連携

InnoHub／シンクタンク
／学会 等

- ・ 産学連携研究のマッチング支援
- ・ 事業設計/研究設計に向けた伴走支援 など

連携

AMED 関係部局

- ・ プライマリーヘルスケア領域における各研究課題の社会実装に向けた連携

連携

国立保健医療科学院・保険者団体等

- ・ 保健スタッフ等への研修 など

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

令和 5 年法律第 65 号
令和 5 年 6 月 14 日成立、
同月 16 日公布
令和 6 年 1 月 1 日施行

1. 目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ **認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2. 基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、**社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができる**とともに、自己に直接関係する事項に関して**意見を表明する機会**及び社会のあらゆる分野における活動に**参画する機会**の確保を通じて**その個性と能力を十分に発揮**することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ **共生社会の実現に資する研究等を推進**するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る**予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法**、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための**社会参加の在り方**及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる**社会環境の整備**その他の事項に関する科学的知見に基づく**研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備**。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3. 国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4. 認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

5. 基本的施策

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

⑥【相談体制の整備等】

- ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

⑦【研究等の推進等】

- ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
- ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等

⑧【認知症の予防等】

- ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：令和6年1月1日施行、施行後5年を目途とした検討

(参考) 日本認知症官民協議会

- 【現状・課題】認知症施策推進大綱において設定されているKPIについては、目標値に対する達成度合いの評価を行い、かつ実施状況や取組予定等を報告しているところ。
- 【今後の取組】引き続き、認知症の人にやさしい地域づくりの実現に向けた施策の推進を図るとともに、予算の更なる効率化に向け、コスト削減の可能性等について検討を行う。

○ 認知症に係る諸問題への対応が社会全体で求められているという共通認識の下、行政のみならず民間組織の経済団体、医療・福祉団体、自治体、学会等が連携し、取組みを推進することを目指すために2019年（平成31年）4月22日に設立。2021年（令和3年）3月25日に第1回総会（オンライン）開催。

日本認知症官民協議会

- 経済団体、金融（銀行・保険等）・交通業（鉄道・バス等）・住宅業（マンション管理等）・生活関連産業界団体（小売業等）、医療介護福祉団体、地方団体、学会、当事者団体、関係省庁等、約100団体が参画。
- 協議会の下にワーキンググループを設置し、当事者・その家族の意見も踏まえつつ、具体的な検討を行う。

認知症イノベーションアライアンスWG

経済産業省

認知症当事者や支え手の課題・ニーズに応えるようなソリューションの創出と社会実装に向けた議論を実施。



認知症バリアフリーWG

厚生労働省

「認知症バリアフリー社会」の実現に向けて諸課題を整理し、その解決に向けた検討を実施。

- 令和2年度は、業態等に応じた認知症の人への接遇方法等に関する『認知症バリアフリー社会実現のための手引き』を作成（金融、住宅、小売、レジャー・生活関連の4業種）
- 令和3年度は、より個別企業の実情に即した独自のマニュアル作成を促すため、記載例や留意事項を整理した『留意事項集』を作成。また、認知症バリアフリー宣言試行事業を実施するとともに、その結果等を踏まえて認知症バリアフリー宣言制度を本格実施。
- 令和4年度は、薬局・ドラッグストア、配食等、運動施設、図書館の4業種の手引きを作成。
- 令和5年度は、携帯ショップ、旅館・ホテルの2業種の手引きを作成。

- 令和6年度は、認知症バリアフリーの取組を広げるため、認知症の本人・家族の希望を踏まえた『工程表』に基づき、幅広い業種・業種ごとの手引きを作成予定。また、認知症バリアフリー宣言制度の運用及び周知・広報を行う。



認知症施策の推進① 当事者参画型開発モデルの拡大・普及

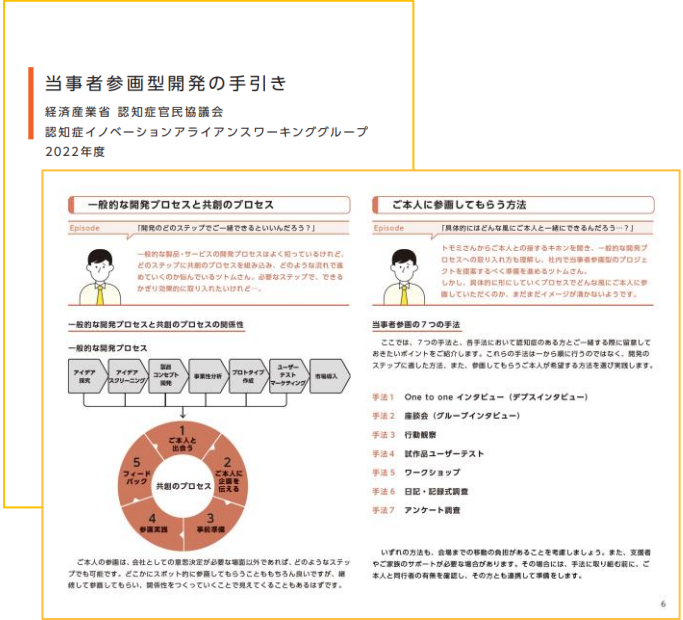
- 【現状・課題】生活課題に対するニーズをもつ認知症当事者が、製品・サービスの開発プロセスに主体的に参画（当事者参画型開発）することで、①**当事者ニーズに合った製品・サービスの創出**や、②**当事者の社会参画機会の提供**に繋がることが期待される。参画を希望する**当事者**とニーズを知りたい**企業**を**マッチング**させる機能を整備し、本取組の意義や実践におけるポイント・留意点の整理した「企業向けの手引き」を作成。
- 【今後の取組】「当事者参画型開発モデル」を普及するための**持続的な仕組みの実現に向け、当事者・企業の関心喚起・参画促進に向けた取組等**を実施し、併せて**開発を実践する企業を公募形式により募集し、採択された企業には事務局による支援**を実施する。

当事者参画型開発モデル拡大・普及に向けた検討体制

・当事者や企業が本取組に参画するインセンティブの検討および、当事者参画型開発のマッチングプラットフォーム構築により、質の高いソリューションを持続的に創出する仕組みを構築。

企業向け手引き

・令和4年度実践企業や関係者へのヒアリングに基づき、当事者参画型開発の意義や実践におけるポイントを整理した「企業向け手引」を経産省HPIに公開。



(参考) 当事者参画型開発モデルの具体的事例

- 令和5年度は開発を実践する企業を公募形式により募集し、計**20件**に拡大（令和4年度は**5件**）。
- 令和6年度は、実践事例**40件**を目標とし、事業のさらなる拡大を推進

令和5年度の実践事例：株式会社大醐（愛知県名古屋市）

製品名	・Unicks
製品概要	・名古屋市北区が開催した「認知症フレンドリーコミュニティ有識者懇談会」で認知症当事者が提示した生活課題を起点に、認知症当事者にも履きやすいデザインの靴下の開発を開始。当事者参加型の開発プロセスにより製品化。
今年度参画した「当事者」	・パートナー自治体/団体を通じて募集した軽度～中等度の認知症の人13名



どんな人でも履きやすく暖かい
かかとなしシルクパイル靴下

昨年度までの実践状況

- ・当事者との対話等を通じて、アイデアの深掘り、製品コンセプトの具体化、試作品検証を行い開発を進め、2022年5月に上市
- ・上市後も当事者の声を聞きながら改良を継続



認知症の人にとっても
履きやすい靴下をデザイン

認知症の特徴である位置の感覚が掴みにくい人でも自分で履けるように、前後の目印となる縫い目がなく、履き口を広げやすく作っています。高齢者施設などで使用しながら開発中です。(表紙で試着中)

画像：名古屋市「広報なごや No.878」（令和3年2月号）

今年度の実践（2023年12月～2024年2月）

実践内容

- ・量産化に向け、履きやすさだけでなく、履き心地や色・サイズ展開なども含め、改善点を検討する
- ・靴下に限らず、下着類の困りごとを収集する

当事者からの声

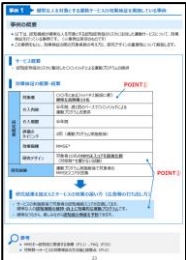
- ・厚手で外履きの靴が入らない
- ・かかとがなく、履き口が良く伸びるので履きやすい
- ・歩く際の違和感・ずれはないが、やや締め付け感がある
- ・足の乾燥やかゆみの悩みがある
- ・良く伸びるTシャツ型の下着があるとよい 等

基本設計に関する改良点
新たな製品開発アイデアのヒント
を抽出

認知症施策の推進② 認知症予防に関する製品・サービスの信頼性確保

- 【現状・課題】認知症に対する正しい理解の不足等により効果を過大に謳う事例や、サービスの効果検証にあたっての研究デザイン構築・適切な評価指標の選択などに課題を抱える事業者が多い。その為、製品・サービス開発時の基本的な考え方について、アカデミアによる科学的な立場から「提言」の形で示した。
- 【今後の取組】事業者が適切なエビデンスに基づいてソリューション開発に取り組み、消費者が適切に判断できる環境づくりを目指し、学術集会や当事者団体等を通じた「提言」の普及を継続している。

<提言の概要>

発信対象	● 認知症予防に関するソリューション（非薬物的アプローチ）を提供している事業者・これから提供しようとする事業者
発信目的	● 健全な産業育成 ・良質な予防ソリューションの開発促進 ・消費者保護
発信主体	● 認知症関連6学会 ※日本認知症学会、日本老年精神医学会、日本神経治療学会、日本老年医学会、日本精神神経学会、日本神経学会
主な主張点	● 効果検証の際の適切な研究デザイン、アウトカム指標設定の重要性 ● 「効果検証の内容および結果」と「サービスの効果の謳い方」の整合の重要性 等 
普及支援	● 学術集会等における周知の取組 ・市民への成果物の周知および普及に向け、当事者、事業者、アカデミア、経産省などの関係者から本取組を紹介。 ・2022年11月27日 第41回日本認知症学会・第31回老年精神医学会 合同市民公開講座 ・2023年9月8日 第47回日本神経心理学会学術集会 特別企画 ・2023年11月26日 第42回日本認知症学会 市民公開講座 ・2024年2月14日 経済産業省/株式会社日本総合研究所主催 セミナー

認知症施策の推進③ 認知症共生・予防に関する製品・サービスの研究開発の推進

- 【現状・課題】2040年には認知症の人の数が584.2万人、MCIの人が612.8万人に達すると見込まれ、供給体制不足や認知症疾患修飾薬の研究進捗から、継続率の高い非薬物的ソリューションの開発や、早期検知へのニーズが高まっている。
- 【今後の取組】以下の研究をAMEDにて実施し、研究推進の支援をするとともに、成果の社会実装を目指す。
 - ①発症予防：知的活動や社会的活動等の認知予備力説に基づく介入について、継続率高く実施できる組み合わせの認知機能への効果検証等
 - ②早期検知：非医療者でも簡単に活用できる日常生活の場での簡易検知技術等
 - ③診断後のQOL向上：認知症になった後もQOLの高い生活を可能にするため、生活接点の場における効果検証等

①発症予防

神戸大学 教授 古和久朋

- 認知症予防を目指した多因子介入の長期効果ならびに社会実装に向けた発展的介入の効果検証研究

慶應義塾大学 特任教授 三村将

- 将来の認知機能予測に基づくテラーメイド行動変容プログラム開発

②早期検知

東京大学 講師 亀山祐美

- 表情から認知症を判別するアプリの開発研究

日本テクトシステムズ株式会社
代表取締役社長 木之下節夫

- MCIにおける認知機能低下を簡易に検知する機械学習モデルとセルフチェックアプリの研究開発

③診断後のQOL向上

国立長寿医療研究センター 医長 大沢愛子

- 認知症共生社会の実現を目指すための他者交流多因子ヘルスケアサービスの社会実装研究

東京都健康長寿医療センター 研究副部長 岡村 毅

- インクルーзивな仕事を通じた認知症共生社会作りの研究

東京都健康長寿医療センター 研究員 鈴木宏幸

- 楽しみとやりがいの創発による認知症共生：社会参加型創作教室プログラムに関する研究開発

(参考) J-MINT・共生補助の事例

- 認知症予防事業として、運動指導・栄養指導・認知機能訓練等を組み合わせた多因子介入プログラムの効果検証を目的とした大規模（約千人）実証を実施。（令和元～4年度）
- 認知症共生事業として、買い物や社会参加等の生活課題に資する製品・サービスについて、各介入方法の効果検証を行うための実証事業を実施。（令和2～4年度）

認知症予防を目指した多因子介入によるランダム化比較研究

国立長寿医療研究センター
理事長 荒井 秀典



- 認知症ハイリスク高齢者を対象に、生活習慣病管理、運動、栄養、認知トレーニングの複合介入を行う、多因子介入により、認知障害の進行が抑制されるかを検証する。
- 複数のフィールドで、大規模（約1000人）に検証を実施。



認知症共生社会に向けた製品・サービスの効果検証事業

テーマ・事業者	介入
認知症フレンドリーなスーパーマイヤ	週1回の買い物支援（スローショッピング）
旅行アクティビティ NECソリューションイノベータ	月1回5ヶ月、計5回のオンライン旅行の体験
趣味教室 オールアバウト	隔週1回3ヶ月、計6回の趣味講座への参加
入院環境デザイン メディヴァ	認知症フレンドリーな環境デザインの導入前後の比較
地域共生型オンラインコミュニケーションセーフティネット リンケージ	アプリを通じた週1回の音声コンテンツ配信

岩手県のスーパーマーケット「マイヤ」の取組

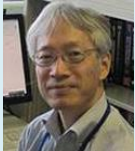
認知症になってもやさしいスーパー

- 店舗・サービスの取組
 - 案内表示等の整備
 - 商品の配置、照明・音等
 - 安心トイレの改修
- 店舗職員
 - 来客からの相談、必要に応じたサポート



心の健康保持増進のための基盤整備

- 【現状・課題】心の不調は、日本国民にとってその生活の質(QOL)を損なう最大の原因であり、さらに今後その損失は増加傾向にあると推定されている。
- 【今後の取組】職場等における心の健康保持・増進に関する質の高いヘルスケアサービスの社会実装を目的として、介入手法の効果を検証し、その普及策を検討する実証事業を実施している。

	堤班（北里大学）  組織的介入による多角的な職場のメンタルヘルス対策の効果検証を目的とするクラスター無作為化比較試験	古川班（京都大学）  こころの健康の保持増進のための超個別化AIプロジェクト ～完全要因ランダム化試験からliving RCTプラットフォームに至る開発研究～
介入内容	人的介入による組織アプローチ ①労働者を教育 ②職場環境を改善 ③管理職を教育 ④身体活動を促進 小冊子を提供	アプリを用いた個人アプローチ 
対象者	各研究班で 職域（複数業種） における数千名	
評価指標	● 組織のアウトカム：労働生産性向上、パフォーマンス向上 ● 個人のアウトカム：うつ病への進展抑制効果/健康増進	

2020年度	2021年度	2022～2023年度	2024年度	2025年度
・実証事業の詳細立案：実際の取組をベースに取組等をデザイン	・研究班採択（新規公募・交付決定） 【実証開始】 ・介入手法の開発	・介入手法の開発 ・観察対象となる集団を形成（多地点を想定） ・介入の実施	・介入終了後の解析 ・保険者取組を見据えた費用対効果分析等による普及策の検討	・取得エビデンスに基づく介入手法の確立 【実証終了】

業界自主ガイドラインの策定

業界自主ガイドライン・認定制度を策定する際の指針として、「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」（平成31年4月策定、令和3年6月改訂）において、どの業種にも通じる重要な要素を明示。
業界が自主的にルールを作り、利用者等が安心してサービスを選択できる環境が整備されることを目指す。

「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の 主なポイント

踏まえるべき3つの観点

- 透明性：
中立な立場でガイドラインを策定できるか
- 客観性：
客観的に見て妥当なサービスであると説明できるか
- 継続性：
サービスが突然中止となることはないか

最低限盛り込む10項目

- ・ガイドラインの適用範囲（対象、サービス種類）
- ・用語の定義
- ・事業者が遵守すべき事項（知識、技能、契約内容）
- ・利用者に提供すべき情報、広告のあり方
- ・関連する法令、制度
- 等

定期的な更新

最低2年ごとの見直し

＜改訂後のあり方に準拠しているガイドライン＞

名称	策定主体
エステティックサロン認証基準	日本エステティック機構
優良サロン制度	日本エステティック業協会
FIA加盟企業施設認証制度（改訂中）	日本フィットネス産業協会
ヘルスケア認定寝具制度	日本寝具寝装品協会
睡眠サービス事業者が遵守すべきガイドライン	睡眠ヘルスケア協議会
特定保健指導サービスガイドライン	日本保健指導協会
国際メディカル・コーディネート事業ガイドライン	国際メディカル・コーディネート事業者協会
リラクゼーション業界におけるヘルスケアサービス 品質向上に向けた自主ガイドライン	日本リラクゼーション業協会
睡眠ソリューションの有効性評価に関する ガイドライン	Sleep Innovation Platform
民間事業者のPHRサービスに関わるガイドライン	PHRサービス事業協会、PHR普及推進協議会

(参考) 遠隔健康医療相談業界の自主ガイドライン

- 業界団体（一般社団法人遠隔健康医療相談適正推進機構）を設立し、検討会※を経て、業界自主ガイドラインを策定。

（検討会メンバー）

事業者：（株）メディカルノート、メドピア（株）、MRT（株）、（株）Kids Public、LINE（株）、ヘルスケアテクノロジーズ（株）

有識者：医師、弁護士等

関係省庁：厚生労働省、経済産業省

自主基準の主な内容

<安全・安心なサービス提供体制>

・ サービス提供時の必要な情報の提示

- 相談対応者の資格・専門性の明示
- 相談対応者の専門性により対応可能な相談内容の明示と、相談者の同意取得

・ 事業者による相談対応者のマニュアル整備

- 診療でないことの明確化
- 相談対応者が医師か医師以外かで行えることの違い等について記載したマニュアル（医師による監修）を整備

・ 相談対応者への適切な研修実施

・ 適切なモニタリングの実施

等

<コンプライアンス遵守>

・ 医療法・医師法等の関係法令の遵守

・ 適切な広報活動

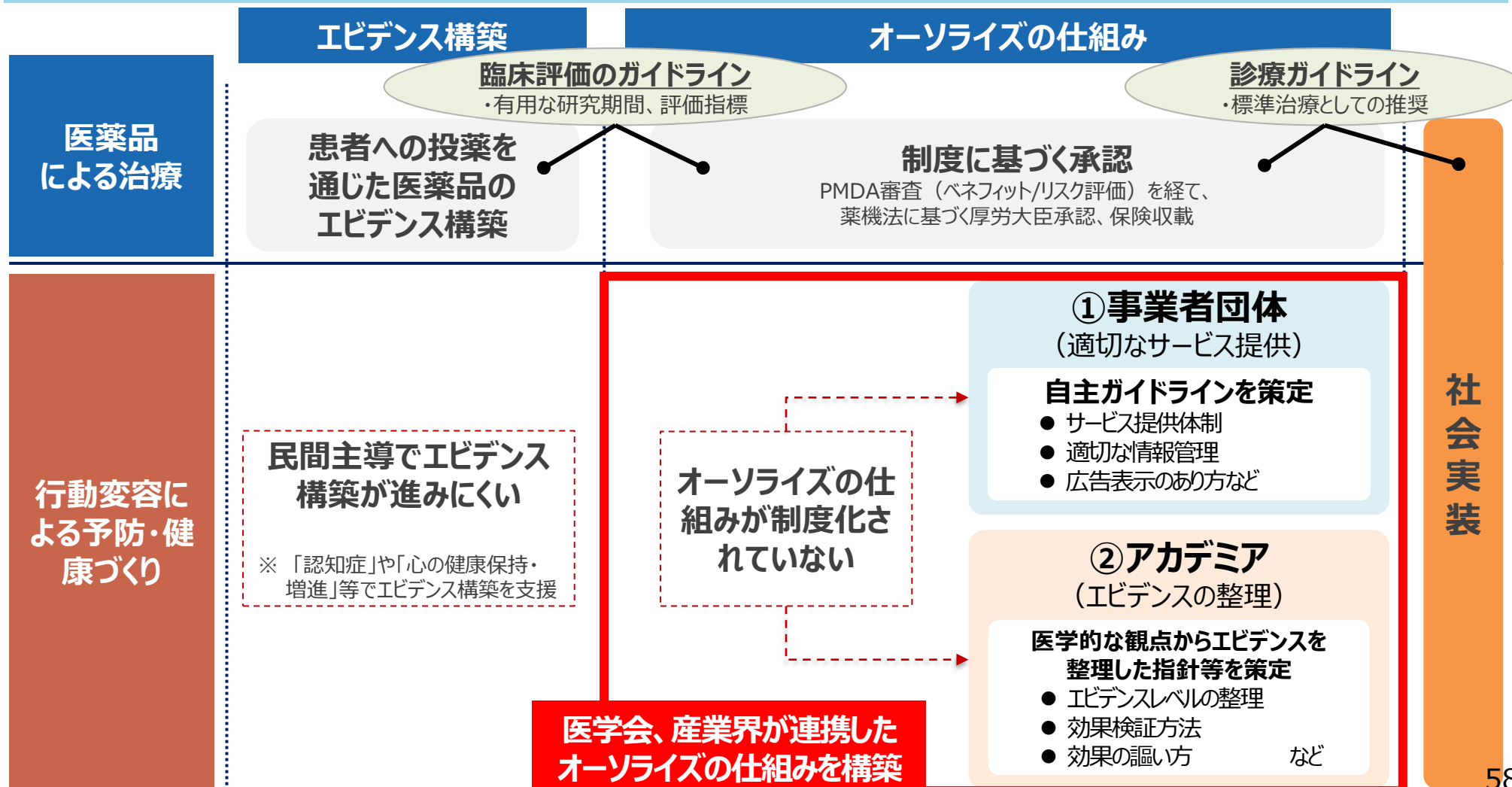
- 医療広告ガイドラインに留意すること。

・ 個人情報の適切な取扱、情報セキュリティ対策

・ 苦情への対応体制整備 等

(参考) ヘルスケア分野におけるエビデンス構築に係る課題

- 医薬品や医療機器に比して、ヘルスケア分野部の一部の製品・サービスでは、適切な提供体制の整備やエビデンスの構築・検証がされていないことがある。
- そのため、事業者団体による適切なサービス提供に向けたガイドラインの策定、アカデミアによる医学的エビデンスを整理した指針の策定、の両面からオーソライズする仕組みの構築を支援する。



(参考) 科学的有用性が担保されたサービスの社会実装

- 質の高いヘルスケアサービスの社会実装を進めるため、業界団体・医学会による信頼性担保の基準を策定すると共に、基準に基づいたサービス開発を促進するための仕組みを検討。

オーソライズの仕組み

産業界



業界団体

医学会



研究機関

① 業界自主ガイドライン等

(適切なサービス提供)

- ・ サービス提供体制
- ・ 適切な情報管理
- ・ 広告表示のあり方
- ・ **客観性の担保**

など

② 医学会指針等

(エビデンスの整理)

- ✓ エビデンスの可視化
- ✓ 効果検証の方法
- ✓ 効果の謳い方



品質担保スキーム

- ・ 第三者認証
 - ・ 業界団体認証
 - ・ 自己宣言
 - ・ 団体入会基準
- など

社会実装支援

企業、保険者、自治体等の
予防健康づくり施策(健康経営、
保健指導、PFS/SIB等)において、
認証されたヘルスケアサー
ビスを活用

サービス開発の流れ

サービス
提供事業者



企業

ガイドライン
・ 指針を参照

サービス開発

認証等の取得

質の担保されたサービスが
利用者の元へ普及



リアルワールドエビデンスを用
いたサービスの質の向上

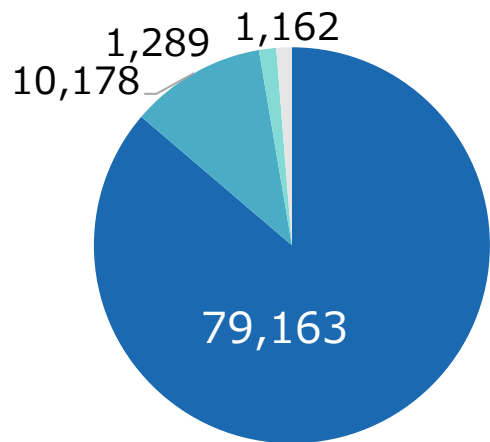
3. 新たな社会課題へのチャレンジ

経済産業省における介護分野の施策について

- 【現状】日本全体で仕事をしながら家族介護を行う者の数が増加。2030年には、家族介護者のうち約4割（約318万人）が働く家族介護者になり、経済損失が約9.2兆円となる見込み。
- 【課題】こうした働く家族介護者を巡る課題は、特に在宅介護（要支援・要介護1・2）で深刻であり、負担軽減の観点から、公的保険サービスを補う形で、介護保険外サービスの活用促進等の施策を講じることが重要。
- 【今後の取組】経済産業省としては、①介護需要の多様な受け皿整備（介護保険外サービスの振興）、②企業における両立支援の充実、③介護に関する社会機運醸成を推進。

<2030年における経済損失の推計>

仕事をしながら介護を行う者
318万人（うち離職者11万人）により、
約9.2兆円の経済損失



- 仕事と介護の両立困難による労働生産性損失額
- 介護離職による労働損失額
- 介護離職による育成費用損失額
- 介護離職による代替人員採用に係るコスト

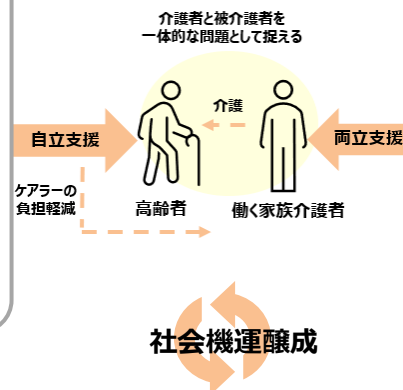
<2023年度事業>

①介護需要の 多様な受け皿整備

- ◆ 既存の主体 + 民間企業等が提供するサービスの充実
= 介護保険外サービス振興

<施策>

- ・市町村向け企業マッチング支援
- ・信頼性確保のため、業界団体設立を支援



②企業における 両立支援の充実

- ◆ 企業経営として「仕事と介護の両立」のプライオリティを高める

<施策>

- ・健康経営の評価項目追加
- ・経営者向けガイドライン策定
⇒ 経営リスクやアクションの整理等

社会機運醸成

③介護に関する社会機運醸成

- ◆ 職場に限らず、「介護」という話題の露出がそもそも限定的
= 社会の中で、より多様な主体が積極的に発信・対話していく必要性

<施策>

- 表彰制度を設立し、介護を「個人の課題」から「みんなの話題」へ転換する取組やアイデアなどを可視化

【介護需要の多様な受け皿整備】民間事業者の地域参入に際しての課題

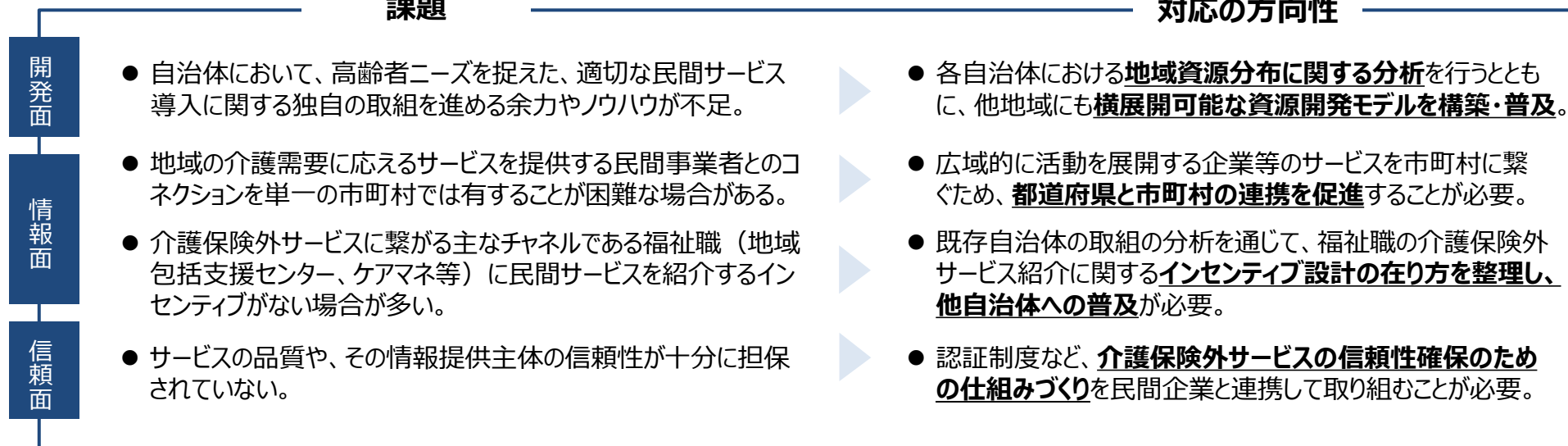
- 【現状・課題】地域資源として、継続性の観点では民間事業者が提供するサービス等を活用していくことが必要。ただし、導入に際してはサービス開発面・情報面・信頼面で課題を抱えている。
- 【今後の取組】地域特性を捉えたうえで横展開可能な資源開発モデルを構築・普及していくとともに、広域連携やインセンティブ設計の観点で介護保険外サービスに関する情報チャンネルを強化していく。併せて、民間企業等と連携した信頼性確保のための仕組みづくりも進める。

地域資源



課題

対応の方向性



【参考】「介護関連サービス事業協会」(Care-related Service Business Association) 概要

- 介護保険外サービスの社会的認知度の向上、適切なサービス選択ができる環境づくり、信頼を獲得できる仕組み作りを通じて、産業振興と介護にかかる負担の軽減を目的とした民間事業者等を主体とした業界団体。同協会では、①保険外サービスの普及、②保険外サービスの信頼性向上に資する活動展開を想定
- 2024年3月に設立宣言を実施し、2024年度内の正式設立を予定

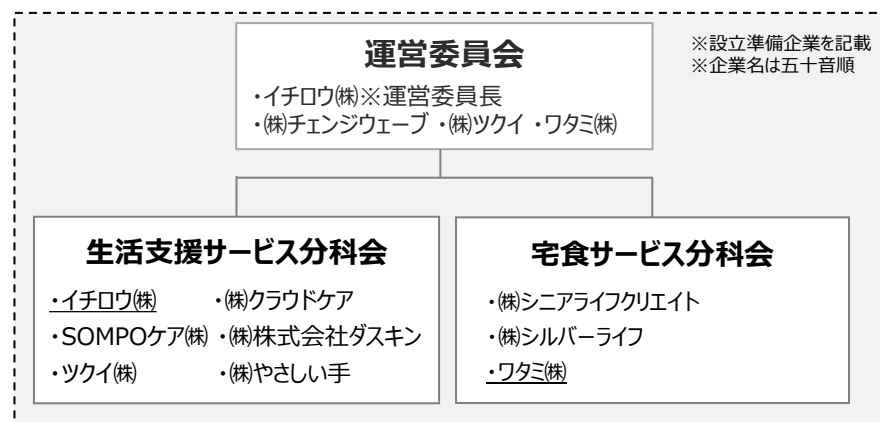
活動目的

1. 公的介護保険外サービスの社会的認知度の向上
2. 適切なサービス選択ができる環境づくり
3. 公的介護保険外サービスへの信頼を獲得できる仕組みづくり

活動内容

- 介護保険外サービスの普及・啓発活動
- サービス別のガイドライン策定
- 認証制度の設計・運営
- 調査研究活動
- サービススキル向上を目的とした研修・教育プログラムの開発・実施
- 労働環境改善に向けた検討や従業員からの相談窓口の設置 など

設立準備体制 (2024年3月時点)



▼集合写真：設立準備企業



【企業における両立支援の充実】企業における両立支援促進への課題

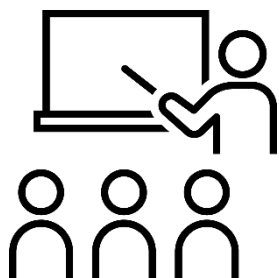
- 【現状・課題】従業員の仕事と介護の両立支援への必要性は認識されつつも、積極的に取組を実施する事例は限られていることから「仕事と介護の両立に関する経営者向けガイドライン」を策定。一方でこうしたガイドラインが実効性を持つためには、経営者が知見を共有する場が十分ではなく、また、特に中小企業では、介護両立支援について十分なリソースを充てることが難しい。
- 【今後の取組】介護両立支援に関する企業同士（特に経営層）のコミュニティ形成に向けて、事例共有等を行うセミナーや経営層を対象にしたラウンドテーブルの機会を提供するとともに、複数の中小企業の介護両立支援を支えるハブを地域に実装していくモデル構築実証を行う。

経営層がナレッジを共有する機会の提供

● 企業経営層に対するリーチ活動

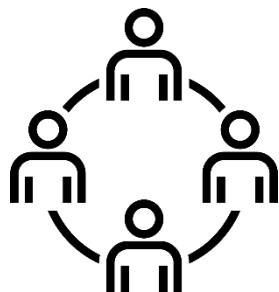
人的資本経営関連活動や経済団体等と連携し、経営層へ介護両立支援促進に係る知見共有・必要性を訴求

〈介護両立支援セミナー〉



企業経営者や、企業の人事部門の管理職層を対象に実施。企業経営における介護政策の位置づけ等、目線の高いテーマの講演に加えて、実務的な内容として企業による事例紹介も想定。

〈経営層ラウンドテーブル〉



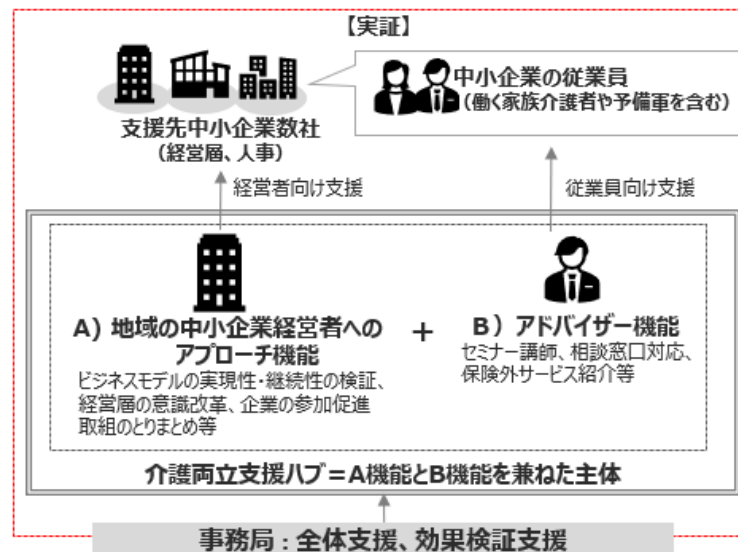
企業の経営層・CHROクラスの参加を想定。各社の関心状況によってグループを分け、具体的な制度設計や施策、効果検証や外部への発信等についてナレッジを共有する。

中小企業への支援の必要性

● 仕事と介護の両立支援を促進する主体の育成支援

自治体や支援団体等と連携し、中小企業の両立支援を、地域として面で支える仕組みの構築のため実証事業を行う

〈「介護両立支援ハブ」モデル実証事業〉



【介護に関する社会機運醸成】OPEN CARE PROJECT

- 【現状・課題】介護に直面するまで情報に触れる機会が限られ、企業や個人を含め社会全体のリテラシーや当事者意識が醸成されにくい。「OPEN CARE PROJECT」では、介護を「個人の課題」から「みんなの話題」へ転換することを目的としており、介護当事者や介護業務従事者、メディア、クリエイター、企業等、多様な主体を横断して、介護に関する話題を議論し、課題解決に向けたアクションを推進。
- 【今後の取組】具体的には、業種や世代を超えて介護の話題を積極的に発信・対話するようなブランドアクションの蓄積や、本プロジェクト趣旨に賛同する多様な主体が取組を広げていくためのプラットフォームの機能強化をしていく。

2022年



- OPEN CARE PROJECT 発足。
 - 介護をオープンにしていくためのプロジェクトを開始。
- OPEN CARE TALKSを開催。
 - 「当事者×支援者×クリエイター」の繋がりを構築。

2023年



- OPEN CARE PROJECT AWARDの開催。
 - 募集/選考/発表を通して、介護をオープンにしていく関係者を拡大。
- OPEN CARE TALKSを開催。
 - 若者(109)、ビジネスマン(丸の内)を巻き込むことに成功。

2024年

➤ ACTION01 :

OPEN CARE PROJECTの 代表的なブランドアクションの蓄積

- 「まだ介護に直面していない層」にも訴求する施策を企画/開発し、社会的な話題づくりを狙う。

➤ ACTION02 :

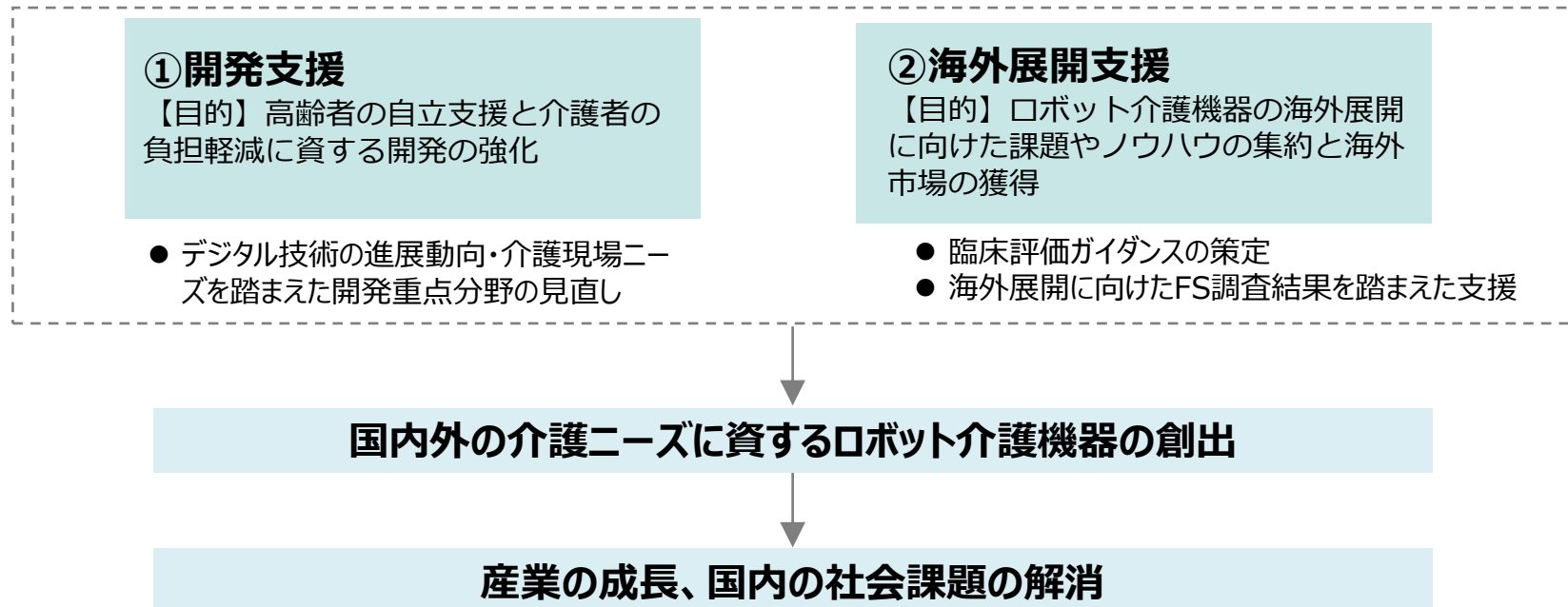
プラットフォーム化を目指した仕組みづくり

- 本プロジェクトの思想を体現するアクションが、さまざまなプレイヤーから自発的に生まれてくることを目指し、その土台となるプラットフォーム確立に向けた検討を進める。

ロボット介護機器の開発環境の整備

- 高齢化率の進展、社会保障費の増大、介護人材不足といった社会課題を解決するため、介護現場における生産性向上や、介護される側の自立や社会参画の促進に資するロボット介護機器の開発が求められる。
- デジタル技術の進展動向や介護現場のニーズ等を踏まえつつ、ロボット介護機器の重点分野として開発・普及を促進することで社会課題の解決を目指すとともに、産業競争力強化を図り、世界に先がけて高齢化が進む日本で成功モデルを作りつつ、世界市場の獲得を目指す。

支援施策の方向性



ロボット介護機器の開発・導入促進体制

民間企業・研究機関等

機器の開発

日本の高度な水準の工学技術を活用し、高齢者や介護現場の具体的なニーズを踏まえた機器の開発支援

【経産省中心】

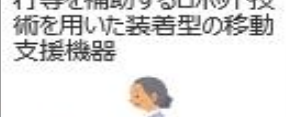
介護現場

介護現場での実証等

開発の早い段階から、現場のニーズの伝達や試作機器について介護現場での実証(モニター調査・評価)

【厚労省中心】

開発現場と介護現場との意見交換の場の提供等

移乗支援	移動支援	排泄支援	見守り・コミュニケーション	介護業務支援
装着 介助者のパワーアシストを行う装着型の機器 	屋外 高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器 	排泄予測・検知 排泄を予測又は検知し、排泄タイミングの把握やトイレへの誘導を支援する機器 	見守り(施設) 介護施設において使用する、各種センサー等や外部通信機能を備えた機器システム、プラットフォーム 	介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等への介護サービス提供に関わる業務に活用することを可能とする機器・システム 
非装着	屋内	排泄物処理	見守り(在宅)	機能訓練支援
非装着 介助者による移乗動作のアシストを行う非装着型の機器 	屋内 高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器 	排泄物処理 排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ 	見守り(在宅) 在宅において使用する、各種センサー等や外部通信機能を備えた機器システム、プラットフォーム 	介護職等が行う身体機能や生活機能の訓練における各業務(アセスメント・計画作成・訓練実施)を支援する機器・システム 
入浴支援	装着	動作支援	コミュニケーション	認知症生活支援・認知症ケア支援
入浴支援 入浴におけるケアや動作を支援する機器 	装着 高齢者等の外出等をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器 	動作支援 ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器 	コミュニケーション 高齢者等のコミュニケーションを支援する機器 	認知機能が低下した高齢者等の自立した日常生活または個別ケアを支援する機器・システム 
				食事・栄養管理支援
				高齢者等の食事・栄養管理に関する周辺業務を支援する機器・システム 

ロボット介護機器の海外展開支援

- ロボット介護機器の海外展開では、国ごとの介護ニーズ・介護制度・文化を的確に捉えることや、医療機器認証への対応などのノウハウ不足がハードルになっている。
- そのため、ロボット介護機器の**上市・規制承認に向けた実効性の検証（FS調査）や現地ニーズに合わせた改良開発を支援し、各国の制度や背景を踏まえた知見を集約するとともに、認証取得のサポート**を行うことで、海外展開を促進する。

海外ニーズ/競合分析のサポート

- 対象国・地域の選定
- 選定国・地域における介護施設・在宅における現状の課題等を分析し、市場の発展可能性を把握

- 既存の競争状況の把握、代替品、新規参入状況などから、当該市場への参入可能性を分析

マーケティング

- どのようなターゲット層に、どのような点を製品の魅力として訴求するのかを整理
- その上で有効なビジネスモデルを検討

認証取得のサポート

- 移乗支援、排泄支援など、諸外国では医療機器として扱われるため、承認が必要となる。そのため、規制に対応した臨床評価を国内で実施する際の引きとなるガイダンスを策定。

販路開拓

- 現地の代理店や顧客とのつながりを作る

支援策

FS調査・現地ニーズに合わせた改良開発

認証評価ガイドライン

マッチング支援

支援例

①アシストスーツ

（海外展開先：米・独・シンガポール）

生体電位信号を読み取ること
で意思に従った動作をアシスト。
腰部の負荷軽減や、歩行機能の
アシストにつながる。

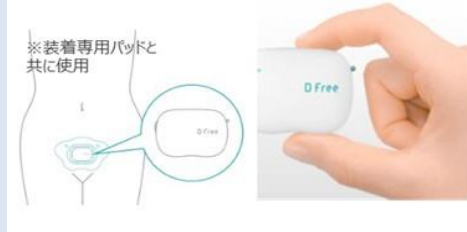


HAL (CYBERDYNE)

②排泄予測支援

（海外展開先：米）

超音波センサーで、膀胱の尿の
たまり具合をとらえ、スマートデバ
イスなどにトイレのタイミング等を
事前に通知。



DFree (トリプルダブリュー社)